

実践報告 (Practical Research)

「名張毒ぶどう酒事件」請求人の公判供述分析

2. 請求人の持つコミュニケーション・パターンと虚偽自白の契機

脇 中 洋

(花園大学文学部)

The Statements Analysis of Nabari Poison Wine Incident

2. Mr. Okunishi's Communication Pattern and His Prompt of False Confessions

WAKINAKA Hiroshi

(Faculty of Letters, Hanazono University)

The Nabari poison wine incident had occurred in 1961, and Mr. Masaru Okunishi who has become a prisoner sentenced to death in the judgment of this case, had applied for the reopenings of the proceeding seven times. In 2004, The Committee of Protection of Human Rights in Japan Federation of Bar Associations, requested an expert opinion from us, as a psychologist, about Mr. Okunishi's written statements. In our written expert opinion as a psychologist, we abstracted various characteristic phrases of the claimant's statements, as well as checking many characteristic phrases from questions in the court. So we have developed their communication patterns in those interactions. On the other hand, we considered that his explanations in the court about past written confessions that were false, or an offender had concealed his criminal acts. Then we had come to the conclusion that it is too difficult to regard Mr. Okunishi's statements in the court concealing his criminal acts as reliable, but that false confession statements were result. In this paper, we presented a latter part of these expert opinions as a psychologists, with some modifications.

Key words : communication pattern, stuck for reply, silence, repeated question, reason of false confession

キーワード：コミュニケーション・パターン，口ごもり，沈黙，尋問の反復，虚偽自白の理由

目次

- I 請求人の公判供述の特徴
- II 請求人に対する公判尋問の特徴（以上前報）
- III 請求人に及ぼした尋問の影響
- IV 自白した理由に関する請求人の説明（以上本号）

名張毒ぶどう酒事件で逮捕、起訴された奥西勝・死刑囚の第7次再審請求は、2005年（平成17年）4月に名古屋高裁刑事第1部で再審開始決定が出されたが、検察官の異議申し立てにより2006年（平成18年）12月に、名古屋高裁刑事第2部が再審開始決定を取り消している。2007年（平成19年）1月に弁護団は最高裁に特別抗告を申し立て、現在審理中である。

筆者は2004年（平成16年）に日弁連人権擁護委員会から、請求人の公判段階以降の供述を鑑定するよう依頼を受け、2006年（平成18年）4月に名古屋高裁に鑑定書を提出しており、前報および本号はこの鑑定書における検討結果を一部割愛して紹介するものである。

前報（第13号）では、請求人の公判供述の特徴および請求人に対する公判尋問の特徴を抽出して論じた。本号では、それらの特徴を受けて請求人の公判供述が相互作用的にどのようなコミュニケーション・パターンを形成したのか、また請求人の自白理由の説明は供述心理学の観点からどのように了解できるかについて論じる。その結果、請求人の公判供述は「真犯人が犯行の隠蔽を図ったもの」として了解されるか、それとも「虚偽の自白調書が作られたもの」として了解されるのかについての鑑定結論を提示する。

なお本号においても公判供述調書速記録からの引用を多用するが、標記された通し番号は各公判が開始されてからの尋問回数を表している。この通し番号をはじめ、括弧内補足、傍線は、すべて筆者が付記したものである。

また「請求人」とは本件請求人である奥西勝氏を指し、「B」は請求人の妻を、「C」は本件発生前に請求人の愛人であった女性を、また「N」は請求人の義母を指す。この他公的役職にない関係者はすべてアルファベットに変えてある。

Ⅲ 請求人の供述に及ぼした尋問の影響

Ⅲ-1 取調べ段階の調書を前提とした尋問に対して、請求人はその都度想起している

前報（立命館人間科学研究、第13号）Ⅰにおける検討から、請求人は、過去の供述と整合的で一貫した応答にしようとする意識に乏しく、たとえ記憶が明瞭でなくても、尋問を手がかりとして、その都度の記憶や印象を、後先を考えぬまま場当たりの語る傾向が強いことがわかった。こうした請求人の公判供述特徴は、時間を隔てていない尋問間においても生じており、また犯行と直接関わらない尋問においても生じていることから、犯行の隠蔽を目論んで、意図的に虚偽を語ったと見なすことはできない。

尋問者は事実関係を確認する目的で、しばしば取調べ段階の供述を参照しながら「調書によれば、〇〇じゃないの」といった形態の尋問を繰り出す。だが請求人からは、首尾一貫しない要領を得ない応答が返ってくるため、聞く者に苛立ちや誤解を与えやすい。その結果、尋問者は不信感を抱きながら、「そんなはずない」「そんなこと聞いたことない」等の、さらに厳しい問いかけがなされることもあった。

特に控訴審公判に見られた尋問者と請求人とのやりとりは、請求人の言わんとする内容が尋問者に届かず、また、尋問者の尋問意図が必ずしも請求人に伝わっているとは言い難く、ある種のディスコミュニケーションの状態にあったと言ってよいだろう。

前報Ⅱにおける検討では、尋問者と請求人の間で交わされる相互作用の一端を垣間見ることができた。本稿Ⅲでは、こうした尋問者の尋問特徴と請求人の供述特徴が、相互に影響を及ぼし合う側面について、分析・検討する。その際、「請求人に口ごもりや沈黙を引き起こして

いた尋問は何か」とか、「尋問者が同じ趣旨の質問をくり返すことによって、請求人の応答はどのように変化するか」といった具体的な指標に基づいて、実証的に考察を深めるものとする。

また本稿Ⅳにおいては、控訴審以降に公判尋問で問われる内容の多くを占めている「取調べ段階で自白した理由」に関して請求人はどのように述べているのかについて、自白の心理学に照らし合わせて検討する。すなわち請求人による自白した理由の説明が、真犯人の弁解と捉えるのが妥当なのか、それとも虚偽自白者が自白に陥っていった経緯の説明として妥当なのかを吟味する。

以上、前号からの検討を併せて導かれたV鑑定結論を、本号末尾に記す。

Ⅲ－２ 沈黙や口ごもりを引き起こす尋問

（１）尋問者ごとに見た口ごもりや沈黙

請求人の公判供述調査には、「…」を含む口ごもりや、「…」のみで表記される沈黙が、特に控訴審で多く見られていた（前報１－３，表４および図２：p.75-76参照）。

これを尋問者ごとに集計すると、表14、図12のようになる。再審請求審における裁判官尋問はわずか15回なので、33.3%という高い応答率は参考程度の数値であると思われるが、口ごもりや沈黙の応答は、検察官や弁護人からの尋問に比べて裁判官尋問の場合に、回数、比率ともにやや多く見出されている。

だが尋問者による違いよりも目に付くのは、1審で少なかった口ごもりや沈黙が、控訴審では数回に1度の頻度で生起していることである。

控訴審では、1133回もの尋問が1回の公判の中で請求人に対して繰り返されている。この控訴審第14回公判の所要時間はどれくらいであったのかは不明だが、他の公判では1回の公判で

表14：尋問者ごとに見た口ごもりと沈黙の応答

	口ごもりと沈黙の応答	内・検察官尋問	内・弁護人尋問	内・裁判官尋問
一審	29/1529 (1.9%)	3/316 (0.9%)	7/349 (2.0%)	18/864 (2.1%)
控訴審	199/1133 (17.6%)	22/163 (13.5%)	8/65 (12.3%)	166/905 (18.3%)
再審請求審	96/1334 (7.2%)	20/281 (7.1%)	69/1038 (6.6%)	5/15 (33.3%)
全体	324/3996 (8.1%)	45/760 (5.9%)	84/1452 (5.8%)	189/1784 (10.6%)

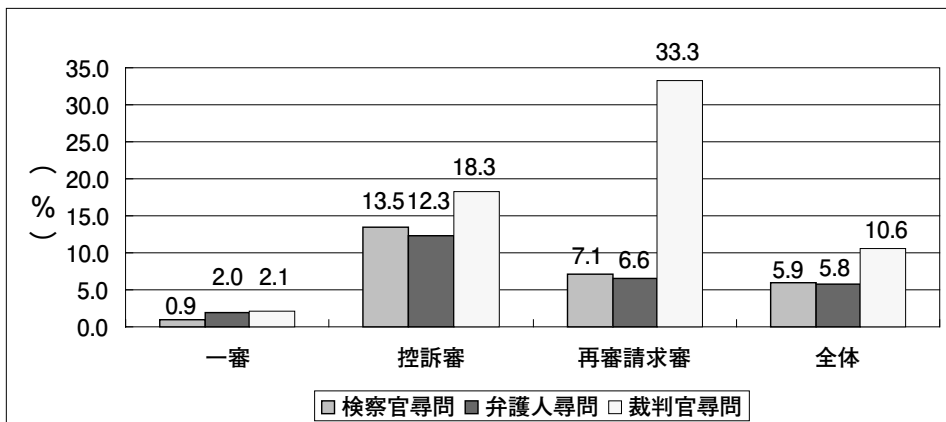


図12：尋問者ごとに見た口ごもりと沈黙の応答率

の尋問数は多くても667回である（前報Ⅱ—1，表7：p.84参照）。

公判が長引くにつれて，請求人はかなりの疲労の中で供述していたことが推測されるとともに，1000回を超える尋問の趣旨をその都度理解して過不足なく応答するのがより困難になっていたことも見込まれる。

これら口ごもりや沈黙を引き起こした尋問には，どのような特徴が認められるのかを，次に検討する。

（2）尋問種別ごとに見た口ごもりや沈黙

前報Ⅱ—3（p.84—87）では，尋問を「事実関係」「概括的」「取調べ」「取調べの説明」の4種類に大別し，これらを「尋問種別」として各審の違いを分析した。それによると，事実関係に関わる具体的尋問や概括的尋問はともに減少し，代わって取調べ時点の供述や，取調べ状

況を説明させる尋問が増加していた。ここでは，これら尋問種別ごとに，口ごもりや沈黙を生起させた割合を分析する。

尋問種別ごとに口ごもりを生起させた割合は，表15および図13である。各審別に尋問回数に対する口ごもりの生起率を見ると，全般に控訴審において口ごもる割合が11.2%と高くなっている。

尋問種別ごとの口ごもり回数は，具体的な「事実関係」について問われている際の口ごもりが最多の104回となっているが，事実関係については尋問回数自体も多い。生起率で見ると，「概括的」とされる尋問に対する口ごもりの割合が，公判を通じて13.3%と高いことがわかる。

このことから，請求人は事実関係についての応答よりも，概括化を求める尋問において，頻繁に口ごもりがちであるということが出来る。

表15：尋問種別ごとに見た口ごもりのある応答

	事実関係	概括的	取調べ	取調べの説明	口ごもり全体
1 審	21/1177 (1.8%)	5/55 (9.1%)	0/190 (0%)	1/107 (0.9%)	27/1529 (1.8%)
控訴審	72/701 (10.3%)	6/26 (23.1%)	25/226 (11.1%)	24/180 (13.3%)	127/1133 (11.2%)
再審請求審	11/470 (2.3%)	2/17 (11.8%)	31/574 (5.4%)	20/273 (7.3%)	64/1334 (4.8%)
公判全体	104/2348 (4.4%)	13/98 (13.3%)	56/990 (5.7%)	45/560 (8.0%)	218/3996 (5.5%)

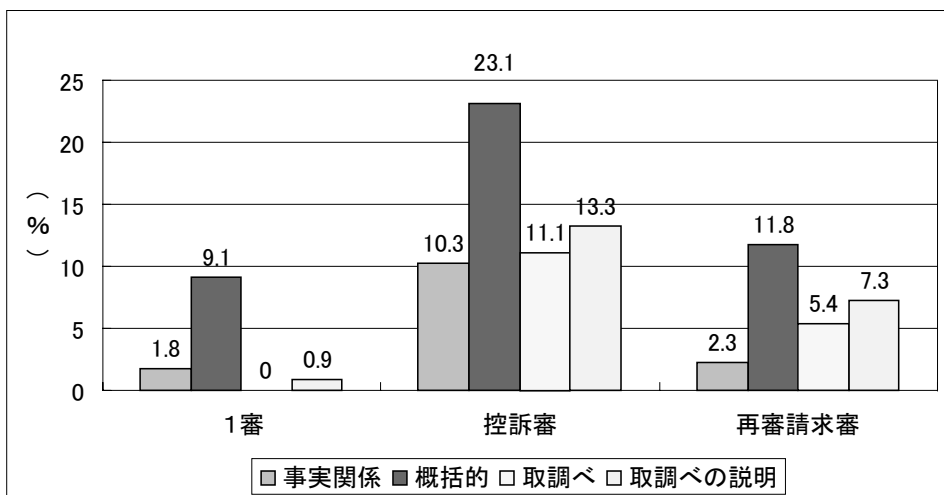


図13：尋問種別ごとに見た口ごもりのある応答率

「概括的」な尋問とは、「Bさんは、どういう人柄の人でしたか」（1962年1月17日公判調書198）「被告人はBとCとを差別した手伝い方をするのか」（1961年8月30日公判調書13）のように、1回の特定の出来事ではなく、複数の出来事を概括・一般化した認識について、あるいはそのような認識を抱く根拠について問うている尋問である。

請求人が「概括的」な尋問に対して、回数は少ないながら口ごもりをよく見せるということは、出来事を概括・一般化した問いかけに対して、どのように答えたら良いのか了解しにくいという特性を反映していると思われる。

同様に沈黙に関する応答率を集計したのが、次の表16および図14である。各審別に沈黙の生起率を見ると、控訴審における沈黙の頻度が6.2%とやや高くなっている。

公判全般を通じて尋問種別ごとの沈黙の生起頻度を見ると、「概括的」とした尋問に対する

沈黙の生起率は、控訴審で2割近くに達して多くなっているものの、それ以外の公判ではさほど高くない。

沈黙頻度が高いのは、「取調べの説明」について尋問を受けた時で、尋問の1割は黙したまま応答していない。特に控訴審公判では、取調べ時点の供述に関する説明を求められると、21.7%もの高い比率で沈黙している。

控訴審公判において尋問者はどのような問い方で取調べ状況を尋ねていたのだろうか。次の項では、控訴審第14回公判における請求人の沈黙の生起状況について、さらに分析することとする。

（3）口ごもりや沈黙の生起する状況

控訴審第14回公判の尋問総数は1133回で、このうち検察官尋問が163回、弁護人による尋問が65回、裁判官による尋問は905回であり、裁判官からの尋問だけで約8割を占めている（前

表16：尋問種別ごとに見た沈黙

	事実関係	概括的	取調べ	取調べの説明	沈黙全体
1 審	1/1177 (0.1%)	1/55 (1.8%)	0/190 (0%)	0/107 (0%)	2/1529 (0.1%)
控訴審	16/701 (2.3%)	5/26 (19.2%)	10/226 (4.4%)	39/180 (21.7%)	70/1133 (6.2%)
再審請求審	1/470 (0.2%)	0/17 (0%)	14/574 (2.4%)	17/273 (6.2%)	32/1334 (2.4%)
公判全体	18/2348 (0.8%)	6/98 (6.8%)	24/990 (2.4%)	56/560 (10.0%)	48/3996 (1.2%)

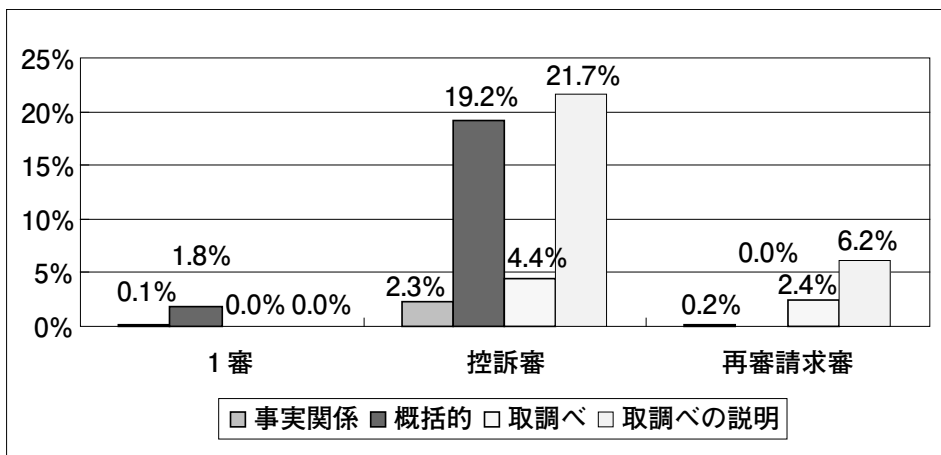


図14：尋問種別ごとに見た沈黙の応答率

報Ⅱ-1, 表7および図5 : p.84参照)。

請求人が控訴審公判で沈黙したままだった応答回数は計70回あり、このうちほとんどを占める69回が裁判官による尋問を受けた直後に生起している。この公判中のどの段階で多くの沈黙が生起しているのかを、冒頭の尋問から133番目までと、以下100回の尋問ごとに何回の沈黙が見られるのかを集計して図示したものが、次の図15である。

これを見ると明らかなように、公判の後半にさしかかったあたりから沈黙が増え始め、終盤の100回の尋問中では、ほぼ3分の1に相当する34回もの沈黙を生起させている。

控訴審において沈黙を生起させたこれら70回の尋問に見られた特徴を、多い順に示したのが、次の図16である。

クロズドクエスチョン（以下 CQ と表記）とは、「はい」「いいえ」の形で応答を求める質問である。

「なぜ」と表記した尋問は、請求人の行動や供述に対して、その理由を問うものである。な

お、「なぜ」の範疇には、「どうしてそのような供述になったのか」という尋問のように、理由を問うているのか、経過を問うているのか区別できないものも含めて分類した。

「再質問」と表記した尋問は、同じ趣旨の尋問を、連続して反復したものである。

「参照」と表記した尋問は、請求人の取調べ段階の供述や過去の公判供述等の出典を明らかにしながら引用している尋問である。

「否定疑問」と表記した尋問は、「あなたはニッカリンの所在をBに伝えなかったのですね」のように、質問中に否定文を含む尋問で、「なかったことはないのですか」のような二重否定文も含めている。

70回の沈黙を生起させた尋問の中に見られる特徴を、多い順に5項目挙げた次のページの図16を見ると、CQが最も多い34回に達しており、沈黙全体の半数近くを占めている。

次いで「なぜ」が23回、「再質問」が16回、「参照」が11回、「否定疑問」が11回となっている。

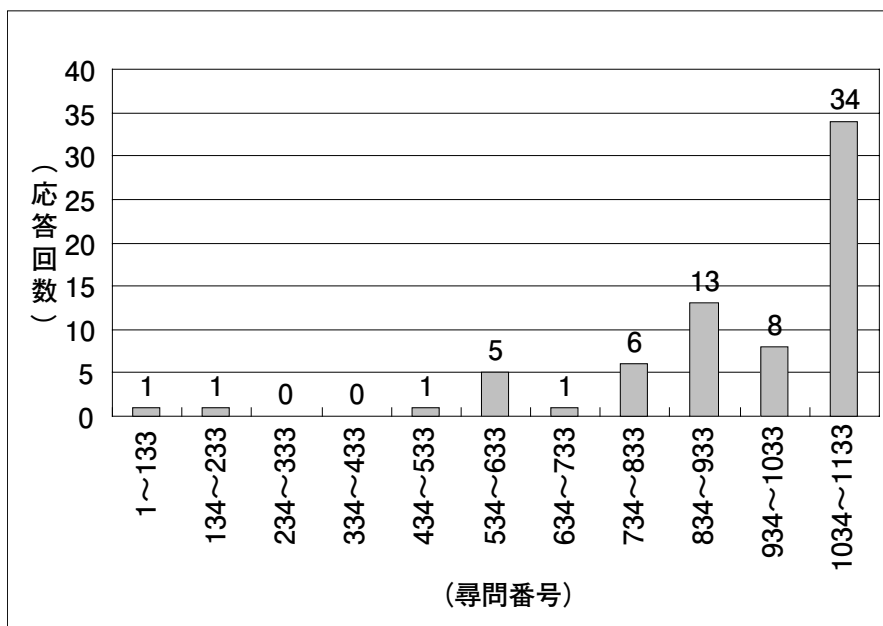


図15：控訴審における沈黙生起状況

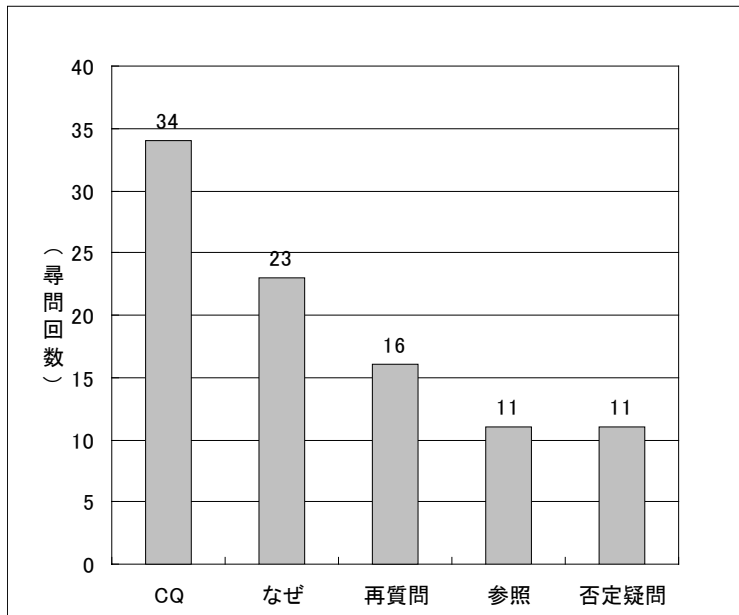


図16：控訴審における沈黙を引き起こした尋問の特徴

CQは基本的に「はい」か「いいえ」で答えなくてはならず、一般に誘導につながりやすい質問形式と言われている。控訴審におけるCQでは、「否定疑問」と組み合わせられたものや、過去の調書を「参照」した尋問と組み合わせられたものが多い。

控訴審公判において「否定疑問」とCQが組み合わせられた尋問例としては、「Cの夫が死んだのは昭和34年7月10日ごろじゃなかったのか」(186)、「想像と報道が一致していれば、何も悪くないじゃないか」(560)、「割烹着の栓抜きのことを取調べで言わなかったですね」(611)などがある。また「参照」とCQが組み合わせられた尋問例には、「取調べで言っているのじゃありませんか」(615)、「公判調書でこう言っている。あなたは嘘のことを述べてますね」(618)などが挙げられる。

請求人は取調べ時点の供述の多くを否認しており、その結果として「調書でこう言っているのではないのか」と、CQが「参照」や「否定」が組み合わせられがちだったと思われる。過

去の供述調書を手元に参照できるわけではない請求人にとって、現時点の体験記憶ではなく過去の記録に基づいて問う形態の尋問は、その時点の請求人の体験記憶が乏しければ、ことばに詰まったまま何も応答できないことも多かったのだろう。

また、否定を含む尋問には、「そんなはずはないだろう」という反語的な意味が含意されていることもあり、それに対して確信を持って反論することが困難であったり、尋問の趣旨を理解するのが難しかったりした可能性がある。

「なぜ」「どうして」と理由を問う形式の尋問は、肯定・否定で応答を求められる質問形式ではなく、オープンクエスションの一種ではあるが、理由を問われても尋問内容によっては答えにくいものも多い。一般に何らかの出来事があったとして、それが自らの意思を反映したものではない場合、その出来事を生じさせた理由や状況を説明するのは困難である。

ところが控訴審公判の終盤で請求人に沈黙を引き起こした「なぜ」という形式の尋問が多用

されている。そのいくつかを抜粋すると、次のようになる。

- 1062 … (中略) ニッカリンをいったいどこへやったのかと誰でも普通疑うのですが、その点をどうして (Bに) 聞かなかったのですか。
- 1076 どうして (Bが) 入れているのを見てもいないのに、入れてるのを見たと言ったのですか。
- 1081 … (中略) 何もわざわざ自分がやったということを言わなくてもいいんじゃないですか。それはどういうわけですか。
- 1092 何のためにそういうこと (Bがぶどう酒の中に小瓶で入れていた) を言ったんですかね。
- 1095 どうしてそういう嘘を言ったのか。
- 1111 それじゃどうしてこんなことを言ったのですか。何のためにこんな嘘を警察で言ったのですか。
- 1123 どうして検察官の時にはそういうことを言ったのか。
- 1125 どういうわけでこういうことを言ったのですか。

請求人が取調べ段階の供述を否認しているのであれば、取調べ段階の供述は虚偽自白ということになる。となると、「なぜ事実でないことが供述調書に書いてあるのか」「なぜ嘘を付いたのか」が問題とされることは了解できる。

しかし、なぜ事実と異なる供述調書ができたのかを問われても、請求人が取調べ段階の自白を故意に行なったという意識がないのであれば、請求人としてもその経緯をうまく説明することは困難で、応答に窮しやすいであろう。

もちろんここで請求人が犯行に及んでいて、取調べ段階で「真実の自白」を行なったものの、公判段階で否認に転じている可能性がある

る。この場合でも、自白した理由を問われて答えに窮することがあるだろう。しかし、自分の意思に反して虚偽自白に陥った場合であっても、応答に窮して答えられなくなることが充分ありうることを忘れてはならない。

(4) 望ましくない尋問形態

一般に攻撃や非難を受けやすく、防御能力に乏しい「傷つけられやすい (vulnerable)」人に対する尋問には以下のような注意が必要とされている (Milne&Bull, 1999)。

- * 供述の正確さは尋問の仕方によって影響されやすい。
- * 正確な供述を得るためには、包括的で答が縛られない質問のほうが良い。
- * 質問が理解できない場合でも、自分にわかるように解釈して答えることがある。

また、知的障害者や子どもに対して望ましくない質問とされているのは、次のような形式とされている (Walker, 1993., Perlman, et, al. 1994., 仲, 2001.)。

- ① 難しい語彙や表現、法律用語を含む質問
- ② 複雑な文法構造を持つ質問
- ③ 複数の命題を1つの「はい・いいえ」で尋ねるマルチ質問
- ④ 命題が埋め込まれている質問
- ⑤ 人称代名詞や指示代名詞を含む質問
- ⑥ 応答を適宜言い換えて行なう質問
- ⑦ 否定や二重否定文を含む質問
- ⑧ 質問のくり返し
- ⑨ 尋問者の仮説に沿った質問

請求人は子どもや知的障害者ではないが、これまでの公判供述特性の検討から、的確な供述を行なえているとは言えない。むしろ要領を得

ない応答に終始しがちであり、その結果非難や叱責を受けやすい。こうした非難や叱責といった尋問特性によって、さらに請求人の供述が影響を受けている可能性は多分に窺われる。

したがって上に示した「傷つけられやすい」人に対する尋問において注意すべき事項は、請求人に対する尋問とは無関係ということは決してできない。むしろ請求人に対しても、こうした注意事項に準じて、尋問を工夫する必要性があると思われる。

ところが控訴審公判の請求人に対する尋問においては、一般に望ましくないとされている質問形式がしばしば見出されている。特に目に付くのは、過去の供述を引き合いにして、「○○したと供述したのではないですか」という形式の尋問が多用されている。たとえば次のような例である。

（1969年7月4日・控訴審公判調書）

258 そうすると、以前に（ニッカリンの購入を家族に）、隠しておったようなことを言っておったこともありますが、それは間違いですか。

はい、そうと思います。

これは上の④命題が埋め込まれている質問、⑤人称代名詞や指示代名詞を含む質問、⑨尋問者の仮説に沿った質問のいずれにも相当する。この尋問では、「隠しておった」という命題内容が間違いなのか、「言っておった」ことが間違いなのか、また、指示代名詞「それ」がどちらを指しているのか理解しにくい。

ここで請求人の応答が得られてはいるが、請求人はどちらのつもりで答えたのかは判別しがたい。また、尋問者の手元にある供述調書を念頭に問いかげられると、請求人は記録として残されている調書内容に影響される危険性が高くなる。

さらに控訴審では、上の⑧に相当する同じ趣旨の質問が連続してくり返されることが多い。質問のくり返しは応答が誤っていることを暗に伝えているため、一般に誘導を受けやすいとされている。

控訴審で請求人に沈黙を引き起こした「再質問」に該当する尋問トピックの多くは、取調べ段階の自白が間違いであると言うのならば、「なぜそのような間違いを言ったのか」「なぜ嘘を付いたのか」のように、取調べ時点の供述に対して説明や理由づけを度重ねて求めるものであった。たとえば次のような例が挙げられる。

1123 どうして検察官の時にはそういうこと（Bの割烹着を義母と脱がせた）を言ったのか。

……………。

1124 何もこういうことは嘘を言う必要はないことでしょう。

……………。

1125 どういうわけでこういうことを言ったのですか。

……………。

1126 どうですか、その点は。

……………。

1127 答えられない。

……………。

尋問者は、請求人から満足な応答が得られないがために、同じ趣旨の尋問をくり返すのであろう。だが問いかげられた側は、自らの応答が期待に添えないものであったという強い圧力を感じて、応答の趣旨を変えてしまいやすく誘導につながる危険性は高い。

上の例で請求人は畳み掛けられるままに沈黙し続け、尋問者は「答えられない」と述べて、このトピックに関する尋問を打ち切っている。

尋問者は、請求人が不都合なことを問われたために答えに窮していると受け止めたのかもしれない。

しかし請求人が沈黙した理由は、必ずしも不都合なことを問われて、説明に窮したためとは限らない。尋問の趣旨が理解できなかったのかもしれないし、理解しても想起が困難であったり、考えてもよく分からなかったりした可能性もある。また的確な表現を見つけ出すのに難渋していた可能性も多分に考えられる。

こうした可能性を考慮していれば、言い回しや問いかけ方法を変えるなどの工夫がなされて然るべきである、だが、尋問者はそのような試みをしようともせずに、同じ趣旨の質問を反復させる場面が目につく。

次の項では、請求人に対する「再質問」が公判尋問全体でどの程度見られたのか、また、それに対して請求人はどのように反応していたのかについて分析する。

Ⅲ－３ 再質問による影響

(1) 再質問に対する反応

請求人に対する公判尋問では、同じ趣旨の尋問が2回以上連続して反復されることがしばしばある。このような尋問を、本稿では「再質問」として、連続回数に関わりなく「再質問」の見られる箇所を集計し、前報Ⅱ－5（3）（p.93-94参照）で検討した。その結果、控訴審において数多くの再質問が見られた。

これは請求人の沈黙が長かったり、尋問の趣旨に沿った応答が返ってこなかったりしたために、尋問者が同じ趣旨の質問を重ねることにつながったものと思われる。

こうして質問が反復されるうちに、請求人が当初の応答の趣旨を変化させて、次第に異なる趣旨の応答を始めることがある。これは、「はじめのうち請求人が尋問の趣旨を十分理解や想起ができていなかったが、再質問を受けるうち

に理解あるいは想起に至り、そこで供述を始めた、供述を言い換えたりした」と見なせる場合もあるだろう。だが、再質問によって応答の趣旨が揺らいで行って、誘導を受けているのではないかと思われる以下のような例もある。

（1969年7月4日・控訴審公判調書）

120 奥さんも（消毒を）やっておったとなれば、その農薬の入っておる段ボール箱から農薬を取り出すだろうから、その際にニッカリンを買って入れてあるということが見えると思うんだが、奥さんは当初知ってなかっただろうか。

知っていたか知らんか…その箱は子どもの届かんような高い棚に載せてありましたけれども、ここに入っているからこういう薬とこういう薬とやってくれということは頼んでありました。ニッカリンがあるかないか知っていたということはわかりません。

121 事件の時までに、あなたの奥さんがそのニッカリンが置いてあることを知っていたでしょうか。

自分はここにあるとか、それは聞いた記憶はありません。

122 あなたの捜査中の調書によると、2月中ごろ奥さんと大喧嘩して、その時に農薬のあり場所を教えてやったことがあるという調書があるんだが、そういうことは、あったのか、なかったのか。

…あったように思います。

ここで請求人は、ニッカリンのありかをBが知っていたかどうか、自分から教えたかどうかを記憶に留めていない様子である。だが取調べ時点の供述調書に基づいて、Bに伝えたのではないかと問われると、そういうことがあったよ

うに思うと応答の趣旨を変え始めている。

このように、質問が反復されるうちに請求人の応答の趣旨が、質問に対する「肯定から否定」ないし「否定から肯定」に変わっていく場合、あるいはよく覚えていない旨を述べていたのが、質問に対する返答を行なうようになった場合を、「再質問」に対する「変動」とした。一方、「再質問」を受けても請求人の供述趣旨に変化が見られない場合を、「再質問」に対する「不変」と分類して、それぞれ集計した。

各審で再質問の見られた箇所と、再質問に対する請求人の反応内訳を表したのが、次の表17および図17である。

これを見ると、控訴審において49箇所では再質問を重ねられており、そのうちの18回では供述の趣旨を変動させていることが分かる。また公

判全体でも77回の再質問箇所があり、そのうち4割近くに相当する28箇所では、請求人は供述の趣旨を変えている。

この結果は、請求人が同じ趣旨の尋問を重ねられる中で、比較的容易に誘導される危険性を有していることを示唆している。特に控訴審以降、請求人の弁明に納得できない尋問者から、相当厳しい問いかけがなされ、それに対して請求人は何回か供述を変えている。

（2）再質問によって誤記憶が引き出される危険性がある

そこで再質問箇所が最も多く、それに対して供述の趣旨を変えることも20回以上見られた控訴審公判の尋問－応答のやりとりについて、さらに分析するものとする。

表17：再質問に対する反応内訳

	再質問	変動	不変
一審	4	2	2
控訴審	49	18	31
再審請求審	24	8	16
公判全体	77	28	49

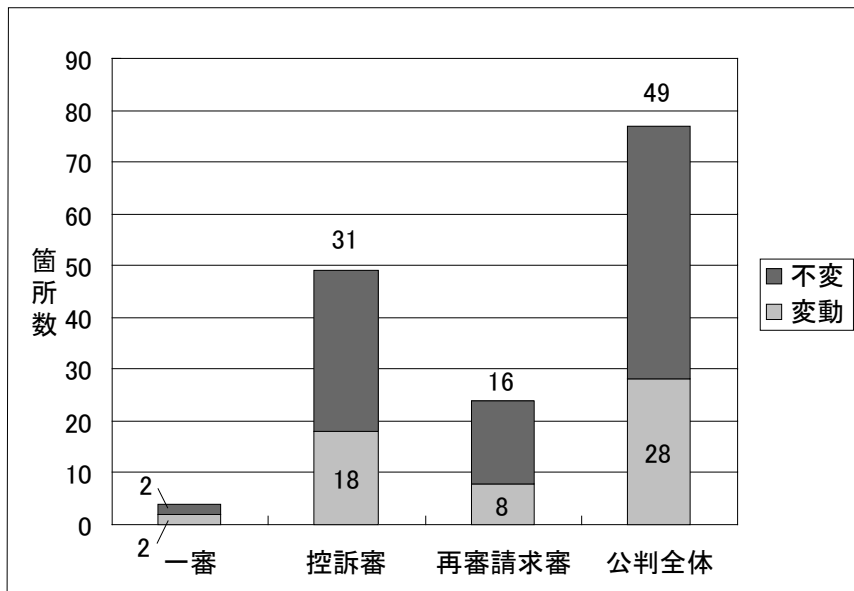


図17：再質問に対する反応

表18：控訴審における再質問に対する反応内訳

	変動	不変
前半（1～567）	10	2
後半（568～1133）	8	29
計	18	31

上の表18は、控訴審における全尋問1133回を前半と後半に分けて、そこで起こった再質問箇所に対する請求人の反応を「変動」と「不変」に分けて見たものである。これによると、控訴審公判の前半では再質問箇所が12箇所あるが、そのうち供述の趣旨を一貫させたのはわずか2回だけで、残りの10回で請求人は供述の趣旨を変えている。

たとえば次のような例である。

(1969年7月4日・控訴審公判調書)

265 あなたはこの事件が起こった年の36年の2月中旬ごろ、旧暦で言うと1月23日の夜、妻のチエコに対して、そのニッカリンの薬があるということを、初めて話したのではありませんか。

そうかもわかりませんけれどもはっきりしません。

266 その時にあなたは妻と喧嘩をした結果、そのような話をしたのではありませんか。

そうかもわかりません。

267 その点についてあなたは原審の第7回公判の際に、そのニッカリンのあることを妻に教えた顛末について述べておりますが、その時公判で述べたことを記憶しておりますか。

はっきりしておりません。

268 その時述べたところによると、どういいうきさつで妻にそういうことを教えたのかという風に尋ねられたのに対して、「それは自分が遅く帰って来た時、その時何かなしに自分に『茶の薬はないか』

とそう言ったもので、自分はただ、もう、何気なく『棚にあるわさ』とこう言ったんです。」というようなことを答えています。さようなことを述べた記憶はありますか。

はい。申し上げました。

269 そうすると、あなたとしてはその時妻から「茶の薬はないか」という風に聞かれたことは間違いありませんか。

はい。そうです。

ここで請求人は尋問当初にBにニッカリンの所在を伝えた記憶がはっきり残っていないと述べていたが、取調べ段階の供述調書をくわしく聞かされると、そのような供述をした記憶を思い起こすだけでなく、実際にそのやりとりの体験をも想起したかのように、間違いなくBから「茶の薬はないか」と尋ねられたことを肯定している。

これを、当初自発的に記憶の再生ができない状態から、供述調書の記録という手がかりを得て再認に至ったと単純にみなすには危ういところがある。なぜならば、請求人はBと何らかのやり取りを交わしていた原体験だけではなく、取調べ時点で事実とは異なる供述を行なっている可能性があるからである。

そうであるのならば、取調べ時点で供述した内容を、実際の体験と混同する危険性をはらんでおり、請求人の中で「そのように供述した記憶」が「そのように体験した記憶」に容易にすり替わることがありうる。

次の例も再質問を重ねられる中で、供述の趣

旨が変わっている。

（1969年7月4日・控訴審公判調書）

366 あなたはこの事件のあった3月28日の前夜、すなわち27日の夜、妻のBと口喧嘩をしたことはありましたか。

はっきり今覚えておりません。

367 シャツを洗ってくれと言っても洗わないというようなことがきっかけとなって口論をしたようなことはありませんですか。

そういうシャツを洗ってくれと言って、そういう口論をしたことはあります。

368 3月27日の夜のことでありませんか。日にちははっきりしませんが、そういうことがありました。

369 Bと喧嘩した時、Bが、名張へもう帰ってしまうとかいうようなことを言ったことはありませんでしたか。

そう言ったかもわかりません。

370 それから、あるいは27日の夜Bと口論した時に、相手を見えんようにしてやるというようなことを言ったりしましたか。

はい。しました。

371 それは覚えているんですか。

はい。

372 27日の夜、Bがそういうことを言ったことは覚えておるんですね。

27日やったか。

373 どういうきっかけでBはそういうことを言い出したんですか。

自分が（中略）遅かったら、自分がCと会っていないのに、そういうことを思ってそういうことを言ったと思います。

374 あなたはBから、相手を見えんように

してやると言われたのに対して、どのように応答したんですか。

そんな風にしたらいかんと怒ったと思います。

375 そういうことで27日に喧嘩したことがあったことは間違いありませんか。

はい。

この例を見ても、請求人は当初Bと口論した記憶はあっても事件前夜の記憶としては覚えていない。だがBが「名張に帰る」と言った件については「そうかもしれない」と応じ、Bが「相手を見えんようにしてやる」と言ったかどうかを問われると、その出来事を思い起こし始める。

この出来事が27日夜であったかどうかは不確かなようだが、尋問者はBがそのように発言したことを前提に、それに対して請求人がどう応じたかを尋ねると、請求人は自分の返答を想起している。さらにこうした喧嘩が27日夜にあったことに間違いなことを認めるに至っている。

事件前夜のBとの口論という一件については、請求人が取調べ段階の供述を実際の体験と混同した虚偽の記憶を想起している危険性を多分にはらんでいるが、尋問者はこうした危険性に頓着することなく、請求人から性急にこの出来事があったことを認めさせている。

公判において、請求人の記憶がはっきりせず自ら再生することが困難な場合、一般的には過去の記録を元に再認を求めざるをえないだろう。だがこの時点で過去の供述を体験と混同してしまう余地があることを尋問者が知っていたならば、請求人が「そうかもしれない」と応じ始めた際には、供述記憶と体験記憶を区別して慎重な尋問を心がけるべきである。

なお、控訴審公判の後半になると再質問箇所は37箇所に加えている。それに対して請求人

は、29回の応答で供述の趣旨を変えていないものの、8回は供述の趣旨を変えている。

(3) 再質問によって供述が揺らがなくなった 控訴審公判の後半

こうした控訴審公判における経過をさらに詳しく見るために、再質問に対する請求人の供述趣旨の「変動」と「不変」が、どの尋問番号で起こっていたのかを集計したものが、次の表19および図18である。

これを見ると、再質問に対する「変動」や「不変」が、控訴審公判のどのあたりで生起していたのかがわかる。公判が始まって間もない時点から中盤にかけては、尋問を反復させても供述の趣旨を変えないことがほとんどない。その後、後半になると再質問を受けても供述を一貫させる場合がしばしば見られるようになり、時折供述趣旨を変えることはあるものの、終盤にかけて再質問によって供述の趣旨を変えないことも多くなってきている。

ここで、再質問によって請求人の供述が変動

した尋問トピックの例を挙げると、「近所でどう酒を買ったことがあるか」「拘置中に貝殻でまじないを作って注意されたか」等がある。

また、再質問によって請求人の供述が揺らがなかった尋問トピックの例を挙げると、「事件当日Bに今夜の酒は飲むなよと言ったか」「拘置所でKという人物とやりとりを交わしたか」

表19：控訴審における再質問に対する反応集計

	変動	不変
1～133	4	1
134～233	2	0
234～333	1	1
334～433	2	0
434～533	0	0
534～633	1	0
634～733	1	7
734～833	3	2
834～933	0	6
934～1033	2	4
1034～1133	2	10
計	18	31

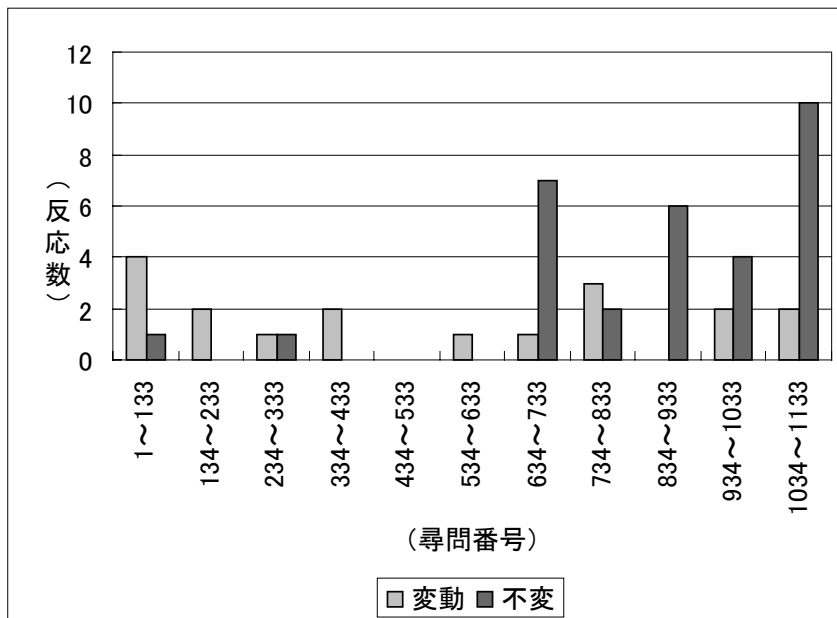


図18：控訴審における再質問に対する反応

等が挙げられる。

どのような尋問トピックで再質問による供述が揺らいでいたのかを調べるために、再質問に対する反応を「変動」と「不動」に分類して表20に示した。

表20：控訴審における再質問の尋問トピック

	変動	不動
事実関係	13	25
取調べ時の供述	4	1
取調べの説明	1	4
その他	0	1
計	18	31

表20中の「事実関係」とは、事件前後も含めた多様な出来事に関する尋問である。「取調べ時の供述」とは、請求人が取調べ段階で供述した内容に関する尋問である。「取調べの説明」とは、請求人が取調べ時点で供述した理由や取調べ状況に関する説明を求めた尋問である。これらいずれにも属さないものは「その他」とした。

これを見ると、再質問によって請求人の供述の趣旨が変動する場合、不動の場合のいずれにおいても、事実関係にまつわる尋問が大半を占めていて、その構成比に大きな違いがないことがわかる。

また、再質問に対する反応が「変動」する場合、「不動」の場合のいずれにも重複して見られる尋問トピックとして、①「ニッカリンのありかをBに伝えたか」または「ニッカリンのありかをBは知っていたか」、②「どうしてBの身代わりとして自分がやったと言ったのか」、③「Bと最後に肉体関係を持ったのはいつか」、④「三奈の会総会でBが役員に選ばれて、わしはくじを引いとらんなどと言っていたか」の4種類がある。

これらの尋問トピックに関して、再質問を複数回くり返すと、請求人は同じ控訴審公判の中

でも、供述の趣旨を変えることもあれば、変えないこともあったのである。

この①～④の尋問トピックにおいて再質問を受けた尋問番号と、請求人の反応について、列挙すると次のようになる。

①「ニッカリンのありかをBに伝えたか」または「ニッカリンのありかをBは知っていたか」

120-124：変動

265-269：変動

1057-1058：不変

②「どうしてBの身代わりとして自分がやったと言ったのか」

17-18：変動

1081-1086：不変

③「Bと最後に肉体関係を持ったのはいつか」

351-363：変動

882-884：不変

④「三奈の会総会でBが役員に選ばれて、わしはくじを引いとらんなどと言っていたか」

536-539：変動

926-931：不変

上の同じ尋問トピックによる再質問を、複数回くり返された際の請求人の反応の違いを見てみると、控訴審公判における尋問回数1133回のうち、「変動」を見せたのはすべて公判の前半部分であり、「不変」であったのはすべて公判の後半部分であったことがわかる。

ということは、請求人は尋問内容に応じて再質問に対する反応を変えていたのではなく、控訴審公判の前後半で、再質問に対する反応が変わってきたということが出来る。つまり、公判前半では、再質問によって供述の趣旨を変えがちだったものが、後半になると再質問を受けて

も、供述の趣旨を変えないという対応の仕方に
変容していたことになる。

(4) 再質問に対する反応と、他の公判供述特 徴との関連

前項の分析によって、請求人は控訴審公判の
後半になると、再質問によって供述趣旨を変動
させない場合も増えていることがわかった。

そこで、控訴審における請求人の公判供述特
徴としてどのようなものが見られたのかを、再
質問に対する反応と関連付けながら見ることに
した。

ここで請求人の公判供述特徴として、Iで検
討した「沈黙」、「覚えていない」旨の供述、
「かもしれない」の3指標が、控訴審公判のど
の部分で見られたのかを検討するため、尋問
100回ごとの生起回数を集計した（次の表21、
次のページの図19参照）。

図19を見ると、控訴審における請求人の「は
っきりしない」「わからない」「記憶にない」等
の「覚えていない」旨の応答は公判全体に見ら
れるが、公判が始まって間もない時点にやや多
く見られる。

また、「かもしれない」を含んだ応答も、公

判全体を通じて見受けられるが、前半部分にや
や多く見られている。

それに対して、請求人が沈黙したまま何も答
えなかったのは、控訴審公判の後半から目に付
き始め、終盤にかけて頻繁に見られるようにな
っている。

一方、再質問に対する反応（図18：p.60）を
見てみると、請求人の供述趣旨の「変動」は、
公判全体を通じて見られたのに対し、再質問を
受けても供述趣旨が揺らがない「不変」は、控
訴審後半に頻繁に見られるようになっていた。

ここで、図18（p.60）と図19（p.63）を重ね
合わせるようにして、控訴審における請求人の
公判供述特徴を改めて見てほしい。再質問に対
する請求人の反応と対応づけながら、請求人の
供述特徴の変化を検討すると、次のようなこと
がわかる。

控訴審の前半の請求人の公判供述では、「覚
えていない」旨の応答や、「かもしれない」を
含んだ応答がやや多く見られるとともに、再質
問を受けるとほとんどの場合は供述の趣旨を
「変動」させている。

公判前半において再質問を受けた際にしばし
ば見られる「覚えていない」旨の応答は、尋問

表21：再質問に対する反応と供述特徴

	変動	不変	沈黙	覚えていない旨	かもしれない
1～133	4	1	1	4	0
134～233	2	0	1	16	0
234～333	1	1	0	7	8
334～433	2	0	0	8	6
434～533	0	0	1	4	1
534～633	1	0	5	3	0
634～733	1	7	1	2	1
734～833	3	2	6	0	0
834～933	0	6	13	4	1
934～1033	2	4	8	6	2
1034～1133	2	10	34	4	2
全体	18	31	70	58	21

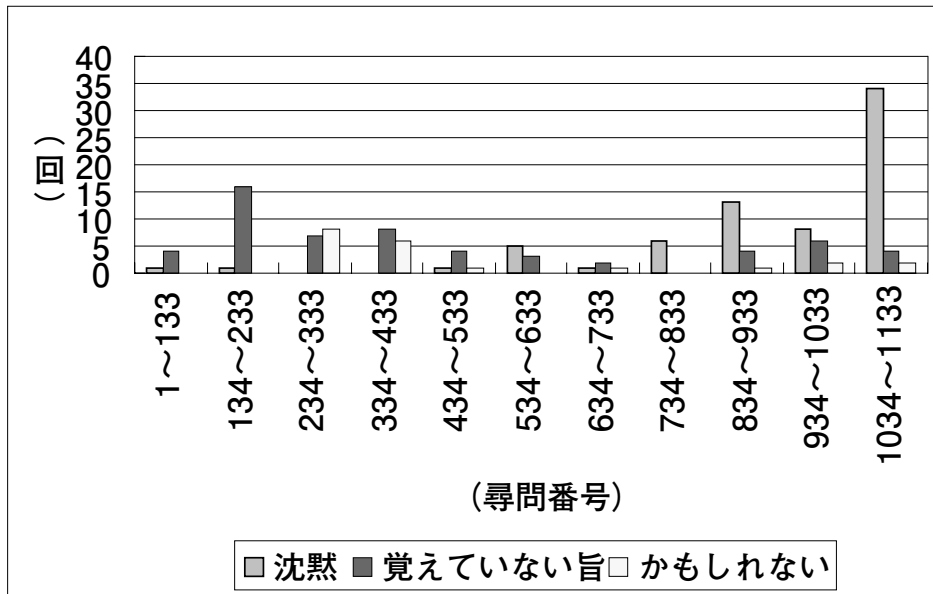


図19：控訴審における供述特徴

内容が記憶に残っていない、あやふやな状態であることを示している。このように、よく覚えていない状態のままに、請求人が「そうかもしれない」と安易に応じていくことは、暗示を受けることによる誘導につながっていく危険性が高い。たとえば次のやりとりを見てみよう。

(1969年7月4日・控訴審公判調書)

536 (三奈の会総会の役員選挙でBが文化部副部長に選ばれた際) さように決まったことについて、Bは何か言ってませんでしたか。

席がすぐそばと違いましたので、

僕は聞いておりません。

537 わしはくじを引いてないから知らんで、というようなことを言うておりませんでしたか。

自分はわかりません。

538 覚えありませんか。

覚えありません。

539 あなたは原審の第7回公判調書の中で(中略) Bがそういうことを言ったとい

うことをはっきり言うておりますが、どうですか。

そう言われたら聞いたかな……聞いたかもしれない。

このように尋問を重ねられるうちに供述の趣旨を変容させていく状況を見ると、請求人は事実関係についてあまりよく覚えていない状況において、調書を前提に尋問を受けるうちに次第に「そうかもしれない」と応じていき、その結果として、再質問を重ねられた際に供述の趣旨を「変動」させることになっていたことが窺われる。

その後、控訴審公判の後半になると、再質問に対して供述趣旨が揺らがない「不変」が目立つようになるが、それとともに公判の終盤にかけて「沈黙」したままの応答が著しく目に付くようになっている。

こうした「控訴審の途中から再質問に対する請求人の対応の仕方が変容している」という事実は何に起因しているのだろうか。請求人が長時間におよぶ尋問を受ける中で疲労したため

に、尋問に応じた想起をすることや、返答すること自体が困難になっていった可能性も考えられる。あるいは、公判前半で請求人が供述の趣旨を変容させがちであったことに自覚し、その後意識的に「かもしれない」等の返答を避けて沈黙するという方略を取ったことも考えられる。

この点についてここで断定的に結論を出すことはできないが、次の傾向は明らかな事実と言えるだろう。控訴審公判・後半で請求人が再質問を重ねられても供述趣旨を変動させなかったのは、一貫した供述をしていたためというよりも、沈黙を保った結果である。特に公判の終盤にかけて、請求人は再質問を重ねられても、沈黙したままの応答を何回も連続させている。

ここで請求人が「黙して語らない」ということは、「尋問に答えられない」ことを意味しているが、同時に「尋問者から同じ趣旨の問いかけをくり返される」という圧力を受けても、供述の趣旨を変えずに持ちこたえることができるということもできる。

したがって、控訴審公判の終盤にかけて厳しい尋問を受ける中で、「請求人はむなしい弁解のままに、次第に答えられなくなってしまった」、「それは真犯人であることを示唆している」とは一概に言えない。

なぜなら無実者であっても、事実関係についての記憶が混乱したりあいまいになったりしていたために、問いかけを反復されても答えられなかった可能性は十分考えられるところであるし、またこれまで検討してきた請求人の供述特性を鑑みると、取調べ段階で犯行を認める供述をした経緯や理由をうまくできなかったということも、十分にありうることだからである。

(5) 請求人が誘導を受けるパターン

前項において、請求人が同じ趣旨の尋問を連続して受ける中で、供述の趣旨を変容させてい

く様相が、ある程度明らかになった。

まず尋問者が過去の供述を念頭に「Aということがあったのか」と尋ね、請求人が「はっきり覚えていません」という旨の応答を返すと、尋問者は以前の供述調書を引き合いに出してより具体的に「以前『Aということがあった』と述べているが、このようなことがあったのか」と尋ね直す。

すると請求人は「そのように言われると、そういうことがあったかもしれない」と応じ始め、「そのような記憶があるんだな」と改めて問うと、請求人は「そうだったと思う」旨を答えて、さらに「間違いないな」「はい」というやりとりで終結するような局面に典型的である。

以上の尋問者と請求人とのやりとりの様相を定式化して示すと

Aということがあったのか	→	はっきり
とは覚えていません		
以前Aと述べているが本当か	→	そう言わ
れば、あったかもしれない		
それは覚えているか	→	はい
間違いないな	→	はい

ということになる。

こうしたやりとりにおいて、請求人は以前取調べ時に供述したという記憶を、実際の体験と混同している恐れが強いため、直接体験していない記憶を想起している危険性が高い。したがって「請求人はあいまいな記憶のために再生できなかった事柄が、具体的な情報を得て再認できた」と解釈するわけにはいかない。むしろ再質問を通じて請求人は誘導されやすいと言ってよいだろう。

こうして浮かび上がった請求人の供述特性として着目すべき重要な点は、次の点である。

請求人は同じ趣旨の問いかけを反復して受ける
と、「覚えていない」旨や「かもしれない」を
伴った応答とともに、供述の趣旨を変動させて
いく傾向があり、尋問の圧力に対する防御に弱
さを持っている

このような請求人の供述特性は、あくまでも
公開の場にある公判の中で起こったことであ
る。同じ趣旨でくり返される尋問といっても、
その回数は2回からせいぜい数回までに過ぎな
い。それにもかかわらず請求人は、供述の趣旨
を一貫させることがしばしば困難であった。

それに対して請求人が捜査段階に受けた取調
べ場面は、取調室という密室の中であり、相当
長時間にわたって問いかけが反復されたことが
窺われる。このため取調べの圧力は、公判尋問
をはるかに凌ぐものだったと思われる。

そうした取調べ状況において、請求人は暗示
を受けたり、弁解に無力感を覚えて迎合したり
することによって、供述の趣旨を変動させ、虚
偽自白に陥っていった可能性が多分に見込まれ
ることになる。

実際に請求人は公判供述において、取調べ段
階の自白を否認している。ところが意に反する
自白供述がどのようにして調書になっていった
のかについては、請求人もうまく説明できてい
ない。

そこで、前項において示した「公判供述にお
いて、請求人が供述を変容させるやりとりのパ
ターン」を元に、以下で「取調べ段階におい
て、請求人が供述を変容させたやりとりのパタ
ーン」を推測しながら再構成してみることにす
る。取調べ段階の請求人の供述が生成されたプ
ロセスを想定するにあたって、公判段階との条
件の違いを列挙すると次のようになる。

- * 取調べ段階では、公判段階よりも事実関係
についての記憶が残っていることが多い。
- * 取調べ段階では、公判段階よりも「過去の

供述」等による事後情報が混入していない
ため、記憶の混乱は少ない。

- * 取調べ段階では、請求人が黙秘をしていた
という記録は一切ない。
- * 取調べ段階は、請求人にとって尋問に答え
るという経験は公判段階に比べて乏しく、
不慣れであったと思われる。この結果公判
段階以上に、「話が逸れる」など、要領を
得ない応答をしていた可能性が高い。
- * 取調べ段階では、公判尋問に比べて長時間
におよぶ質問がなされ、公判尋問に比べて
はるかにしつこく同じ趣旨の質問を反復し
ていた可能性がある。
- * 取調べ段階では、複数の取調官が交代で請
求人に問いかけを続けていた可能性がある。
- * 取調べ段階では、請求人の言い分を擁護す
る弁護人が立ち会っていたわけではない。
- * 取調べ段階では、その時点で請求人の過去
の供述を引き合いに出して尋ねることは少
ないが、捜査によって得られた第三者の供
述を引き合いに出すことができる。

こうした条件下で、請求人を長時間密室状態
の取調室で問い詰めて行き、他の参考人供述を
引き合いに出すなどすれば、請求人と取調官と
の間で次のようなやりとりパターンが成立した
可能性がある。

- | | |
|-----------------|--------------------------|
| Aということがあったのか | → 違い
ます |
| 他の者がAと述べているが本当か | → 違い
ます |
| 別の者もAと述べている | → そう
言われれば、そうなのかもしれない |
| それは思い出したか | → はい |
| 間違いないな | → はい |

ここに定式化したやりとりのパターンが、取調室で実際に成立していたかどうかは、取調べ状況が録画などによって公開されていない限り、確かめようがない。請求人の語る自白の経緯については、Ⅳにおいて詳しく検討することとし、ここでは、請求人が取調べにおいて、暗示を受けたり、迎合を強いられたりすることによって誘導され、自白調書が作られていった可能性を否定しきれないと指摘するに留める。

Ⅲ-4 請求人と尋問者の相互変容

これまで見てきた請求人の公判供述、請求人に対する公判尋問の諸特徴は、1審、控訴審、再審請求審と年月を経るにつれて、かなりの変容を示していた。尋問者側には、請求人の公判供述の特徴を知るにつれて問いかけ方を変えていくという側面があったと思われるし、また、請求人自身も尋問を受ける経験を重ねるにつれて、供述の仕方を一定程度会得していったという側面があるだろう。この項では、公判を通じて請求人と尋問者の双方に見受けられた変容事項、すなわち相互に学習された点について検討する。

Ⅰにおける検討から、請求人ははっきりしない事柄に対しても覚えているかのように答えてしまう傾向が見られた。このような請求人に対して、第5次再審請求審になると、尋問者の方から「覚えていないなら覚えていないとおっしゃってください」(1986年6月12日・第5次再審請求審137)、「思い出さなきゃ、いいですよ」(1986年6月12日・第5次再審請求審320)、「記憶に残っていないことまではっきりしているように言わないでくださいよ」「はっきりしなければはっきりしないとおっしゃってください」(1986年7月15日・第5次再審請求審公判調書44, 46)、「よく思い出して答えてください」(1986年8月29日・第5次再審請求審公判調書312)といった注意を何回か与えるよ

うになっている。

これは、請求人が明確に覚えていないことまで記憶にあるかのように答えてしまった結果として混乱がもたらされていると、尋問者の側が判断して、請求人が供述を始める前に機先を制しているものと思われる。

このような尋問者が発する注意も加わって、請求人の「はっきりしない」「記憶に残っていない」等の覚えていない旨の応答は、控訴審の56回から第5次再審請求審では70回と、さらに多く発せられるようになっていた(前報表5, 図3 : p.77参照)。

あるいは尋問の趣旨からずれた応答をする回数は、1審、控訴審、再審請求審になるごとに、それぞれ半減させていた(前報表6, 図4 : p.80参照)。

また前項で見たように同じ公判の中での変化もあった。控訴審公判の中で請求人は、再質問を受けた際に供述の趣旨をしばしば変動させていたが、後半になると沈黙したまま応答しないことが多くなっていた。この変化は、請求人が再質問という尋問圧力に対する弱さを抱えながらも、控訴審公判の中で供述に誘導を受けることが減っていったと捉えることもできる。

請求人は公判を通して一貫して犯行を否認しており、取調べ段階の犯行供述も否定している。しかし取調べ段階の犯行と直接関わらない事実関係に関する尋問に対しては、頻繁に公判供述の趣旨を変動させており、請求人はこれら細かな事実関係に関して供述を一貫させようという意図に乏しく、その都度の認識を応答しやすかったことが窺われる。

ところが控訴審公判において度重なる同じ趣旨の尋問の反復を受ける中で、公判の途中から「供述の趣旨をたやすく変動させまい」と、この時点に至って初めて意図し始めた可能性がある。

このような請求人の供述特徴の変化は、尋問

者の問いかけ方、受け止め方に影響をうけて学習していった面が大きいであろう。控訴審で目に付いた請求人に対してしつこく再質問を重ねて、疑問点を問い詰めたり、叱責したりする尋問態度が、請求人の沈黙を引き出したとすることができる。

だが第5次再審請求審になると、公判における再質問箇所は控訴審の49箇所から24箇所へと少なくなっている（表17・図17：p.57参照）。これは逆に尋問者の側が、請求人の公判供述から学び取ったと思われる尋問形態の変容である。

たしかに請求人から尋問趣旨に沿った応答や、予測される応答が得られないからといって、同じ趣旨の尋問を反復し、それによって供述の趣旨が変動したり、沈黙しか引き出せない結果に終わったりするのならば、請求人自身の認識を引き出す上で、妨げにしかならない。そこで請求人の供述を一旦はそのまま受け止めて、疑問点は質問の糸口を変えることでたどそうとする尋問が、第5次再審請求審においてしばしば見られている。

次の例は、尋問者が請求人から問いかけの糸口を変えながら、丁寧に供述の趣旨をくみ取っている例である。

（1986年7月15日・第5次再審請求審）

224 ①3月28日の朝のことについての供述を聞きます。供述調書によると、あなたは②いつもよりも③自分だけ早く家を出て、ニッカリンの瓶を川に捨てた、それから石切り場に行ったという風に記載されていますね。

はい。

225 まず①そういう事実はありますか。

ありません。

226 ②この日の朝は③一足先に出たんですか。

出ておりません。

227 誰と一緒に出ましたか。

私はいつも妻とCさんと3人で出て行くんですけども、私は煙草を買いにSさんの方へ、別の所へ寄りましたんです。一人でSさんの方へ煙草買いに立ち寄りしました。それで一人で行きました。

228 家を出たのは③一人で出たんですか。

はい、そうです。

229 ②いつもはどうなんですか。

いつもは3人で一緒に出て行くんです。Cさんが家に誘いに来て、立ち寄って3人で一緒になって行ったんです。

230 ②当日はあなたがSへ行って煙草を買うために、③Cさんが迎えに来るよりも前に出たんですか、後に出たんですか。

いや、毎日いつも出る時間にCさんが来てました。私らを誘いに来てました。

231 ③出ることは一緒に出たんですか。

道が違うもんで、反対側に行くもんで。

232 出ることは一緒に出たの。

はい、そうです。

233 家の前で反対側に行くもんだから別れたと、そういう意味。

はい。

この公判のやりとりでは、過去の供述調書を引き合いに出しながらも、「そのような供述をした」という事実と実際の体験的事実を、わかりやすく区別して尋問している（224、225下線部①）。ここでは「供述した事実はあるが、実際には事実ではない」ことをまず確認している。

次いで供述調書の内容「自分だけ早く家を出

た」「ニッカリンの瓶を川に捨てた」「その後石切り場に向かった」の3つのうち、1つ目の「自分だけ早く家を出た」ことについて、3月28日の事件当日の朝はどうだったのかを尋ねている。請求人の応答は「一足先に家を出ていない」とのことなので、誰と一緒にだったのかを確認している。

すると、「いつもは3人一緒だが、当日は煙草を買いに一人で立ち寄った」旨の応答が返ってきたので、改めて一人で家を出たのかを尋ねている。請求人は「家を一人で出た」という。これでは、226「一足先に家を出ていない」が228「一人で出た」という矛盾した要領を得ない応答になってしまう。

だが尋問者は「いったいどちらが本当なのか」「そんなはずはないだろう」「なぜ嘘をつくのか」といった問いかけはしない。改めて、いつもの様子と当日の様子をはっきり区別して尋問を重ねている(229, 230下線部②)。いつもはCが来てから3人一緒に家を出るとのことだったので、さらに事件当日に請求人が家を出たのはCが来る前後いずれだったのかを、尋問者は確認している(230下線部③)。

請求人は「毎日Cが誘いに来て家を出ていた」という趣旨の答だったので、それならば「家を出るのは一緒だったのか」を確認し、請求人の「道が違う、反対側に行くもんで」という供述を受けて、「請求人は3人一緒に家を出て、間もなく道で別れて一人で煙草を買いに立ち寄った」ことで請求人の確認を得ている。

請求人の「一足先には家を出ていない」が「一人で出た」とは、要するに家を出る時点では3人一緒だったが、一人で煙草を買いにS宅に立ち寄って行ったということで、請求人自身は自分が矛盾することを述べているつもりは毛頭ないであろうし、このように丁寧な尋問を重ねてくわしい状況を知れば、周囲の者も納得することができる。

尋問者は請求人に対して、「過去の供述と実際の体験」や「いつもの様子と事件当日の様子」を明確に区別してもらい、本人の行動についても「石切り場へ一人で行った」という概括的な言い回しではなく、「3人で家を出た→煙草を買いに一人で立ち寄った→その後一人で石切り場に向かった」というように各時点に分解して、根気よく確認している。さらに尋問者は自分が受け止めたイメージを先行させることを控え、請求人の応答をそのまま受けとめながら、供述の趣旨を確定させている。

このように請求人の言わんとする趣旨をうまく引き出している例は、第5次再審請求審において散見されている。こうした事例を見ると、請求人が取調べ段階で自白したにも関わらず犯行を否認している状況を前にして、「どうして自白したのか」をしつこく問いただしたり、「なぜ嘘を付くのか」と叱責したりしていた控訴審における一部の尋問のまずさが際立ってくる。

実際に第5次再審請求審では、まず請求人に取調べ段階の供述内容を確認し、それならば「取調官とどういうやりとりを経て、このような供述ができたのか」「何を手がかりとしたのか」など、犯行供述が作成されていく経緯を、トピックごとに具体的に尋ねる試みも見受けられる。

だが第5次再審請求審は、請求人の取調べからすでに25年を越えており、残念ながら請求人の体験記憶から具体的な取調べ状況を詳細に想起してもらうことは、部分的にしか果たせなかったことが窺われる。

【小括3 誘導を受けやすい請求人の供述パターン】

Ⅲでは、請求人の供述特徴と請求人に対する尋問特徴を相互に突き合わせて検討した。その結果導かれた、両者のやりとりの様相をまとめ

ると次のようになる。

◆請求人に口ごもりや沈黙を引き起こした尋問を尋問者別に集計したところ、裁判官からの尋問でやや多く見られることがわかった。

次に、尋問種別ごとに沈黙や口ごもりの応答率を見ると、全体としては取調べ時点の供述理由や状況を尋ねる「取調べの説明」において沈黙や口ごもりが多かった。ただし、「取調べの説明」において沈黙や口ごもりが多く見られるのは、控訴審以降に限定されている。「取調べの説明」に次いで沈黙や口ごもりが多く見られたのは、控訴審における「概括的」尋問であった。つまり口ごもりや沈黙を引き起こした要因は、尋問者の違いや尋問内容ではなく、特定の公判ということになる。

◆そこで控訴審公判において沈黙や口ごもりが多かったのはなぜなのかを探るため、控訴審公判における尋問の特徴を分析した。

控訴審における沈黙は、とりわけ公判の終盤で著しく増えていた。この控訴審で沈黙を引き起こした尋問70回の特徴を分析すると、多い順にクローズドクエスション（CQ）が34回、理由を尋ねる質問が23回、同じ趣旨の尋問を連続して反復する尋問が16回、過去の調書を引き合いに出して行なう質問が11回、否定形を含む質問が11回であった。

一般に、正確な記憶の想起にとって望ましくない質問形態として、応答を限定するクローズドクエスションや、命題を埋め込んだ質問、指示代名詞を含む質問、否定文を含む質問、質問のくり返し等が挙げられるが、控訴審公判で請求人を沈黙させた尋問には、こうした特徴を持つ尋問がしばしば見出された。

◆ここで、公判において同じ趣旨の尋問を連続してくり返した77回の「再質問」に対する請求人の反応を、供述の趣旨を変容させた「変動」と、変容させなかった「不動」に分類して集計すると、控訴審において「再質問」箇所が最も

多く49箇所に見られ、そこで請求人が供述の趣旨を変動させる回数も18回に及んでいた。

さらに、請求人が「再質問」を受けて供述を「変動」させたり「不動」のままであったりする場合は、公判のどの時点で生じているのかを調べた。その結果、公判の前半で請求人は応答趣旨が揺らいで一貫させることが少なかったが、後半になると再質問に対しても供述の趣旨を変えない例が始まっていた。

◆こうした供述特徴を、これまでに検討した請求人の供述特徴と重ね合わせて分析すると次のことが明らかとなった。

控訴審公判の前半で、請求人が「覚えていない」旨の供述をしている状況において「再質問」を重ねると、「かもしれない」という供述が出始め、その結果供述の趣旨が「変動」していた。控訴審公判・後半になると、請求人の応答に沈黙が増えるとともに、「再質問」に対して供述の趣旨を変えないようになっていた。つまり請求人は公判・前半で、「再質問」に応じているうちに供述の趣旨を変容させがちであったのが、後半になると、沈黙することによって、供述の趣旨を変えずにいたことになる。

控訴審公判に見られた「再質問」の尋問内容は、公判の前・後半で大きな違いは見られず、同じ尋問トピックでも、請求人は前半では供述を「変動」させ、後半になると「不動」のままであった。つまり、控訴審公判における請求人の「再質問」に対する反応が、前・後半で異なるのは、請求人が「尋問によって対応を変えているのではなく、尋問全般に対する対応の仕方を変えたため」と言うことができる。

◆請求人が同じ趣旨の尋問を連続して受けているうちに、供述の趣旨が変わっていく場面に見られる特徴を定式化すると、次のようなものとなる。

まず、請求人にとって「はっきりとは覚えていない」問いかけがなされる。

↓

そこで尋問者から過去の供述調書などを引き合いにして再質問が寄せられる。

↓

すると、請求人は「そうかもしれない」と応じ始める。

上のようなやりとりを経た結果として、請求人の供述の趣旨が変容していく傾向が見出された。こうした「再質問」によって誘導されやすいという請求人の特徴から、取調べ段階においても、請求人は第三者の供述引き合いに誘導される中で自白調書が作られていった可能性を、一概に否定することができない。

◆なお、請求人と尋問者の双方が、公判尋問・応答のやりとりを重ねる中で、相互に相手に対する対処の仕方を身につけていったと思われる側面が、第5次再審請求審になると見出される。

たとえば尋問者は、請求人が「はっきりしない事柄でも覚えているかのように供述する」傾向があることを把握して、供述の前にしばしば注意を喚起している。

また請求人の応答が要領を得ないものでも、根気よくやりとりを重ねることで、請求人の供述の趣旨を引き出すことができる場面も見られるようになっていく。

だが第5次再審請求審の段階で請求人に対する尋問方法を工夫しても、事件発生から年数が経ちすぎたためか、新たな記憶や情報を引き出すことに功を奏するには至っていない。

Ⅳ 自白した理由に関する請求人の説明

Ⅳ-1 自白した理由に関する請求人の説明

請求人は、公判で犯行を否認するとともに、

捜査段階の自白を否定している。その結果、1審、控訴審、第5次再審請求審のいずれの段階においても、請求人が捜査段階でなぜ意に反する自白をしたのかについて、しきりに問いただされている。それに対して請求人が述べた内容を抜き出すと、以下のようにさまざまな主張をしていることが分かる。

(1) 真実を言っても取り合ってもらえなかった

請求人がしばしば主張するのは、取調べ段階の供述は自分の意思ではなく、取調官からの言い分を飲まざるを得なかったというものである。こうした受動的あるいは被害者的な言い分を述べたものとして、次のようなものがある。

* 私も「してない」と言いましたけれども、聞いてもらえなかったんです。

(1986年7月15日・第5次再審請求審63)

* …時々真実の線に入ろうとして、その供述を始めたことがたびたびありましたが、それは自分の気持ちをちょっと言いかけたりしても、取り上げることをしてくれませんでしたので、自分はこの供述に追及されるままのことを続けておりました。

(1961年2月9日・1審公判調書361)

* 事実で、自分はやってないと2、3回自分は申し上げたんです。で、しっかりしろと、人間と人間同士の話をやるんだからしっかりせい、と言われました。自分で、自分は、これ以上偽ったことがないので、聞き入れてもらえんと言って、しっかりしろと。

…警察の通り申し上げたら、警察の通り申し上げろというのがしっかりしろということだと、こう思いました。

(1961年2月9日・1審公判調書515, 516)

*自分の言うことを、真実のことを言っても聞
いてくれなかったです。また調べ官の方で「こ
うや、こうや」と言うて変えられる方が（食
管法違反で取調べられた時よりも）多かった
です。（1986年8月28日・第5次再審請求審
公判調書289）

*…真実を言っても変えられると。

はい、部落の誰々がこう言うてると、そう
いう風に出して…

（1986年8月28日・第5次再審請求審291）

*…つまり「本当は自分じゃないんだ」と取調
べの刑事なり検事に告げたことは何回ある
の？

何回と言って、だいたい数あります。何回
も言いました。

（中略）それで、そのたびに調べが中断
して佐野警部という人が調べ室に飛んで
来て、辻井調べ官が出て行く、そうした
らすぐに佐野警部が入って来て机を叩い
たりして…、私が否認するたびに調べ室
に入って来ました。何回もそういうこと
がありました。（中略）机を叩いたりし
て自分の座っている周りをグルグル歩く
んです。（中略）口では「調べに対して
答えよ」と言うんです。（中略）自分が
やったように答えよと、今まで自分がや
ったと言ったのになんで言わんのかと言
うんです。

（1986年8月28日・第5次再審請求審164～169）

上の最後の例において取調官が「やったよう
に答えよ」と言ったというのは、「犯行をやっ
たように供述しろ」という意味なのか、それと
も「請求人が実際にやった通りに供述しろ」と
いう意味なのか不明確ではあるが、少なくとも
否認しても聞き入れず、調書に取らないばかり

か、取調べそのものを中断していたことがわか
る。こうした行為は、学習理論に基づき問題行
動を消去する条件づけを髣髴とさせる。こうし
た消去条件づけは、動物の訓練にもしばしば用
いられるもので、請求人が否認を続ける気力を
失わせたであろうことは想像に難くない。

そして請求人の意に沿わないままに調書が書
かれていった経緯は、請求人自らが語ったので
はなく、取調官の言説を追認していたに過ぎな
いのだとして、以下のように述べている。

*…油抜きしてやったんかと、こう聞かれたん
です。私も何気なしに、はいと返事してしま
いました。

（1986年7月15日・第5次再審請求審217）

*…2人で寂しいやないか、2人で寂しいか
ら、（他の人も道連れにできる総会の）そう
いう場所を使ったんやろ、と言われたので、
自分は何かなしにその時は返事しておしま
した。

（1962年2月9日・1審公判調書419）

*…自分の意思じゃなく、そういう風に考えた
んかと、そういう問いに対して、自分もそう
しましたと申し上げていきました。順序を追
って、そういう風に申し上げて、事実ではご
ざいません。

（1962年1月17日・1審公判調書420）

*もうZさんと会わせてくれと言って、会わせ
てもらえないし、もうZさんが柴やない風呂
敷包みを持って行ったと言っているで、そう
いう風に変えられたし、自分も落胆という
か、何かそういう風に作られるように、調書
作られるままに自分はそういう風にしてまし
た。もうしようないと。（中略）それからこ
ういう風に調書が変えられてしまいました

で、僕の言う、Zさんに会わせてもろうて真実を知ってもらおうと思ったのが、知ってもらうどころかこういう風に調書を変えられてしまいました。Zさんがこういう風に言っていると言っている。そのままに。

(1986年7月15日・第5次再審請求審374～376)

請求人は、本件当日にQ宅から公民館へ行く際、Zと相前後して同行していたという。請求人の供述はこのZの言い分と食い違うと言われ、請求人はZと直接会って確かめることを希望したのだという。だがこの希望は叶えられず、外部との情報は遮断され、請求人の言い分は聞き入れられなかった。このため請求人は無力感にとらわれ、取調官から言われるままに、「はい」「そうです」と応じ、それがそのまま供述調書となっていったとの主張である。

取調べ期間中に録音に取られた様子や記者会見については、次のように述べている。

* (録音を取られた) その時は、聞かれる項目は示されただろうが、答まで言われたのか。答まで言われません。調べた今までの調書のそれに答えろと言われました。

(1969年7月4日・控訴審公判調書851)

* (お詫び文)を書いたのはあなたですが、この文章の内容は誰から言われた通り書いたのですか。

こういう風に書け、こういう風に書けと言われて、それを僕がつづっていったのです。

(中略)

それじゃ、あなたは報道陣の方に会ってから、どんな気持ちになりましたか。

これはまたこんなことを言うて、親やら兄弟、どう心配するやろうと思いま

した。(中略) 家の子どもやらのこと、こんなことを言うてどうやと、その心配でした。

あなたは報道陣の方とかように会って、このお詫び文を読んだり、あるいは質問に答えたりして、その後、あなたの気持ちが楽になったというのではないですか。

そういうことを言われました。これでもうすっきりしたで楽になったやろうということは言われました。(中略) 僕としては楽ではなかったです。(中略) (調書は) 事実と違います。それはそういう風に言われたらそうやろと言われて、事実のないことです。そうやろがと言われて、そういう風にして書いてもらたわけです。

(1969年7月4日・控訴審公判調書590～602)

その後請求人は、取調べ段階の1961年4月21日に検察官の取調べで否認に転じかけたが、すぐに再び自白を始めた際の経緯については、次のように述べている。

* (どうしてただちに悪うございましたとい謝ったのかと問われ) 調べ中に「もう今ごろ言うてもいかん」と言われまして、それから「後で言うことは聞いてやるで、今はこのまませにゃいかん」とこう言われたです。

それで？

それで調書のなにをそのまままた言いました。

(1969年7月4日・控訴審公判調書574, 575)

こうした請求人による取調べ状況に関する公判供述は、自分の言い分を聞いてもらえず、仕方なく取調官が述べた内容を追認しながら調書化されていったというものである。中には次のようなものもある。

*にも関わらず、なぜ、こういう調書の記載になっているのでしょうか。

これは、作られたように思えてならないんです。これは事実と違います。

（1986年7月15日・第5次再審請求審306）

*それは、初めからあなたが言ったの？それとも警察が誘導したの？どちらですか。

誘導されました。

どういう風に誘導されたんですか。

「火ばさみで突き上げた場合には下は残るはずや」と言われたんです。

それで、「そうです」と言ったわけですか。

はい、そうです。

（1986年8月28日・第5次再審請求審230～232）

このように請求人の言い分は取り合ってもらえず、取調官に言われるがままに「作られた」との主張は、1審、控訴審、第5次再審請求審までのいずれの段階にも見ることができる。だが請求人の意に反する自白が「作られた」とは言っても、供述調書末尾には請求人の署名指印が残されている。請求人の関与しないところで一方的に作られたという弁解は一般に受け入れがたいし、「誘導された」とは言っても、最終的に請求人は供述内容を追認したと語るため、虚偽自白をした具体的な理由を説得的に語りきれていない。

（2）自分からも想像して嘘を言った

だが請求人は取調官から自白を強いられた状況を述べる一方で、相手に合わせつつも次のように自ら想像を駆使しながら供述した面もあることを認めている。

*想像してそういうこと（Bは3合飲んでも顔に表れない）を警察官に述べたというわけか。

はい、そうです。

（1969年7月4日・控訴審公判調書830）

*それじゃ、どうしてそういう風に（酒に砂糖を入れて飲むだろうと）思ったというようなことを、警察や検察官に言ったりしたのか。

それは、酒飲むだろうとか言われたもので、いろいろ聞かれたのでしょう、他の人から、そういうこともあったんやろうと言われて、自分もそういうことはあるだろうという、自分が想像したことを申し上げたんだと思います。

（1969年7月4日・控訴審公判調書837）

*そういう嘘の中身というのは、あなたが想像したことか、警察官から言われたことなのか、それとも何か警察官と話し合って決められたことなのかということなんですよ。

それは、私が妻がやったということを言うたもので、「それだったらやり方を示せ、言え」と言われまして、それで私も事実見てないし、すぐには答えられなかったんです。そしたら調べ官が、「ぶどう酒に入れたんやったら、ぶどう酒は囲炉裏の間に置いてあったんやないか、囲炉裏の間に妻が入れたんやろう」と、そういう風にして警察官が言われるのと私の想像を混ぜて、私もそういう風に嘘を作って供述したわけです。それで作られたわけです。

（中略）自分から進んでとは違います。

（1986年7月15日・第5次再審請求審125、130）

*…自白いたしまして、そうだろうとか、そういうことを自分は申し上げただけで、事実のことではございません。自白したために、供述に、自分の意思に反したことを申し上げま

して、事実のものでは、ございません。

(1962年1月17日・1審公判調書419)

*事実ではないのに、これはあなたが進んでこういうことがあったという風に嘘を言ったのかどうかということですが。

はい、嘘を言いました。

(1986年7月15日・第5次再審請求審113)

*こういう事実と違うことが調書になっているのは、なぜですか。

やっぱり私が嘘を言ったんです。自分のやっていないことを分かってもらおうと思って。妻を疑っていたことで想像して嘘を言い続けました。

(1986年7月15日・第5次再審請求審116)

請求人の供述は、単に取調官から言われるままにその内容を追認していただけではなく、自ら想像しながら事実ではないことを作って述べたのだという。

ここで請求人が自らの犯行を認めて「自分がやった」と述べ、「それだったらやり方を示せ」と言われて犯行手順などは想像して述べたことを、区別して語っていることは、注目に値する。

真犯人であるのならば「私がやりました」と言った後、どのようにやったのかは体験通りにひとまず概括的に供述することができる。その後取調べ側から個々の疑問点があれば、それに答えていけばよいし、事実であれば取調官の抱く疑問点もすぐに解消されるであろう。

だが請求人によれば、「自分がやった」と言った後、「どのようにやったのか犯行のやり方を示せ」と言われて、自分からではなく、取調官からひとつ一つ順を追って問われるごとに、想像をはたらかせて「嘘を作って供述した」のだという。

このように請求人が「自分がやった」と自白に落ちた後、次の段階として犯行手順を述べたことについては、次のように供述している。

*…それで、もう自白したもので、その人を殺すとか、ニッカリン入れたとかいう段階は後のことだと思うんです。

(1986年8月28日・第5次再審請求審525)

つまり真犯人であれば、ぶどう酒にニッカリンを入れた具体的な犯行手順を、体験に基づいて適宜説明することによって自白すれば済むところを、請求人は「自分がやった」と述べた後に、犯行手順については次の段階になってから述べ始めたのだという。

ここで請求人が「自分がやった」と述べた後に、具体的な犯行手順を言い渋るような特段の事情があったとの証拠は何もない。そうであるならば、請求人が具体的な犯行手順を、取調官から逐一問いかけられながらしか答えられなかった理由として、実際に犯行を体験していなかったためとしか考えられないことになる。

具体的な犯行手段や手順に関する供述がどのように作られていったのかについて、公判で請求人はある程度説明することができている。たとえばぶどう酒に混入したとされるニッカリンの容器は何を用いたのかについては、次のように供述している。

*…ただ瓶がなくなっておるので、その後の追及、瓶を僕がわからんもんで竹で作ったとか言ったもので、自分が全部やったようなことを言っただけで…

(1961年2月9日・1審公判調書240)

*…どうやったんだとか、どういう気持ちでやったと、そういうことを想像と言ったら、なんですけれども、そういう気持ちで申し上げ

ました。合うようにと言うとおかしいけれども、自分はそうやって合うように供述していきました。

（1962年1月17日・1審公判調書421）

*自白しまして、それでその自白については、後の、瓶の存在の追及があると思ひまして、それに苦しんで、そういう、竹を前に煙草の時使っていたことを思い出して、そういう風に警察に述べたんです。

（1962年1月17日・1審公判調書422）

請求人は、取調べの場において言い分を聞いてもらえずに、想像を駆使して犯行を供述したと述べる。だが想像の産物とは言っても、単なる自由なフィクションの製作ではない。犯行手順の供述を想像するにしても、実際の諸証拠と整合しなければ取調官から追及を受けることになる。そこで請求人は苦しみながらも取調官からの追及を受けないように整合的な内容を考えながら供述していったのだという。

これらの自白過程に関する請求人の供述を見る限り、真犯人が体験に基づいて自発的に供述していった経過とは大きく異なることがわかる。

（3）取調官に合わせたり、ヒントをもらった りした

請求人が実際の犯行に関与していないのであれば、さまざまな証拠や証言に関する情報は、むしろ捜査側に豊富にあるはずである。請求人が取調べ側の納得する犯行手順の供述に苦しんでいると、取調官から手がかりになるようなヒントをもらったと言う。

*…かようなことをあなた自身進んで述べたことも間違いありませんか。

それはみんな教えていただいてこう言

うてあかんとか、検察庁へ行っても嘘言ったらいかんと言って、自分がどうしても聞いていただけなく、調書取っておる時、こうじゃないか、ああじゃないかと言われたんです。それはこうやろと言うたら、そうやない、こうやと言って自分でようしませんでした。

（中略）大体そういう、こうやないかと言われて、自分は作ったようなわけです。

（1969年7月4日・控訴審公判調書294、295）

*…まあ、私も言うたことがあるし、調べ官が「こうじゃないか」と言われて、それで私もそれに合わせて言いました。

（1986年7月15日・第5次再審請求審109）

*いや、調べ官もああだ、こうだと言うもので、その調べ官の言うことにも合ったり、いろいろしたわけです。自分だけが進んで言ったわけと違います。

（1986年8月28日・第5次再審請求審497）

*竹ということは警察官が言い出したんですか、あなた自身が言ったんですか。

ヒントを頂きました。

（1986年7月15日・第5次再審請求審194）

請求人に対して取調官が、捜査によって得た他の諸情報に見合う形で「こうじゃないか、ああじゃないか」と仮説や手がかりを提示したということは、請求人から体験に基づいた犯行供述がなかなか得られなかったことを示している。これらの公判供述から浮かび上がるのは、請求人が自白する際に犯行手順を整合的かつ完結した形で容易に供述できなかったということである。

それとともに請求人の方でも「ああでもない、こうでもない」と苦しんで想像しながら、

取調べ側が納得できるような整合的な犯人の行動を語っていた様子が語られている。つまり自白調書を作り上げるためには、取調官と請求人が共同作業をしながら調書に仕上げていくしかなかったということになる。

取調べ段階の請求人の供述過程で、取調官は請求人に対してなぜ「そやない」「こうやないか」と言わなくてはならなかったのか。なぜ、そうしなければ請求人が犯行手順を供述できなかったのか。この点について「請求人が犯行に及んでいなかったためにそうなった」と捉える余地が多分にある。

こうしたやりとりを経て、請求人自身も「犯人ならばどのように犯行に及んだのか」を、現実にあった物に合致させながら考えていった様子を、公判供述で次のように語っている。

*しかし、死ななかつたら「ニッカリンで殺しました」と言って自白したって、そういう自白をするはずがないじゃないですか。あなたにそういう認識、理解がなかったら。

…それは、現実にあったからそういう風になったんだと思います。

(1986年 8月28日・第5次再審請求審518)

*私がやったということを自白したもんで、それで結局、ぶどう酒に入っていたのはニッカリンだったと言うもんで、それに合わせて行かなしようがないもんで。

(1986年 8月28日・第5次再審請求審521)

このように一旦犯行を認めた限り、本件前後の請求人の行動はすべて犯人のそれとして読み替えて供述しなくてはならない。さらに犯行手順そのものに関する供述も、取調べ側から手がかりを得ながら「もしも犯人ならばどうしたか」を想像して、現実の諸証拠と矛盾が無いように供述しなければならない。

公判における請求人の「現実に合わせて供述した」という弁明は、無実者が虚偽自白をする過程に関する自白の心理学の知見と一致しており、まさに「犯人に扮して」供述していた様子を語っている。

Ⅳ－2 犯行供述の生成過程

(1) ニッカリンの瓶の処分方法に関する供述経緯

請求人が「現実に合わせて」語ったという犯行手順に関する供述が、具体的どのように作られたと公判で述べているのかについて次に検討しよう。

請求人は、取調べの中で茶の消毒用にニッカリンを購入したことを自発的に供述している。本件犯行においてこのニッカリンを用いたのであるならば、請求人宅に見当たらないニッカリンの入っていた瓶を、請求人はその後どのように処分したのかについて、追及を受けたであろうことは想像に難くない。

もしもここで請求人が処分したと言うニッカリンの瓶が、供述したとおりの場所で発見されれば、それは真犯人のみが知る秘密の暴露ということになる。だが、請求人は、ニッカリンの瓶がなくなったことに気付いてはいても、それがどこにあるのか知らなかったのだという。たとえ知らなかったとしても、「私がやりました」と言ってしまった限り、実際に犯行に及んだはずの犯人の立場から「知りません」と言うことはできない。ニッカリンの瓶の所在について請求人が知らなくても、ここは「犯人に扮して」想像をはたかせながら瓶の処分方法を述べるしかない。

一方の取調べ側にとってニッカリンの瓶の所在が不明であれば、請求人の供述に従って該当する場所を搜索するしかない。請求人が瓶の処分方法を想像しながら述べるにしても、取調べ側が調べればすぐに確認できる事実と整合しな

ければ、嘘をついているものとして再び追及することになる。

請求人は、ニッカリンの瓶の所在についての追及の様子を、公判で次のように述べている。

*なぜ事実と違うにも関わらず、さようにくわしくその理由（川であれば発見されない）を述べたんですか。

瓶をどこへ隠しても、そういう科学の力で捜すからと、こう教えられたんです。それで自分も行方がわからんし、どうやどうやと押し付けられました。どこへやった、どこへやったと言って。それまでに、それでなんば隠しても科学の何によって捜査したらわかると言われたから、そういうことを自分が悪いことですが、嘘言って、川へ捨てたように申し上げました。

（1969年7月4日・控訴審公判調書293）

*最初からニッカリンの瓶の始末をどうしたかという調べに対して、川に捨てましたとあなたは言ったんですか。

初めは山に捨てたとか竹やぶに捨てたとか、いろいろ聞かれましたけれども、それが結局私が川に捨てたと言いました。

（中略）警察官から言われたのは、山か竹藪かだけですか。

便所の方とかいろいろ言われました。

便所というのは、どこの便所ですか。

うちの便所とか、また公民館の便所とかいろいろ聞かれました。

（中略）最後に川だということにしたのはあなたが言ったんですか。

はい、そうです。

（1986年7月15日・第5次再審請求審質問調書

235～239）

請求人がニッカリンの瓶の処分方法を供述したとしても、その供述どおりにニッカリンの瓶が見当たらなければ再び窮地に立たされることは、容易に想像できただろう。そこで確かめればすぐにわかるような場所を言うことはできないという認識は、請求人が犯行に及んでいたかどうかに関わらず持っていたと思われる。

請求人が、ニッカリンTの入っていた瓶を犯行後どのように処分したのかについて考えた経緯は次のようなものだという。

*なぜあなたは川に捨てたと言ったんですか。

私は毎日石切り場に通っていた、川に沿って歩いていたもので、川に捨てたと言いました。

（中略）事実がないのになぜ捨てた場所は川だという風に進んで言ったんですか。

その辺の近くに捨てたと言ったら、瓶がないことが分かっていたもので、どうやこうやと言って、また怒られると思って、川に捨てたらもう流れてしまうもんなりと思ってましたんで、後は何も残らんで、ないとかあるとか怒られんで済むと思いました。

ないとかあるとか怒られやんで済むというのはどういう意味ですか。

山なんか捨てたと言ったら、嘘を言うたら、山探しに行って、ないことは分かっているもので、捨ててないもので本当に。川やったら流れてしまうものと勝手に思うてました。

（1986年7月15日・第5次再審請求審242～245）

*しかしあなたがこの事件を仮にやったということと言ったとしても、何もこの瓶を川に捨てたということを言う必要がなかったんじゃない

ありませんか、なぜそういうことを言ったんですか。

それは瓶がなかったで、それからまた家の方へ行って、こういうことを言ったら、親が心配すると思ったから、流したと言えば終わりだと思って。

(1969年7月4日・控訴審公判調書289)

ここで請求人が犯人で実際に瓶を川に流していたならば、それは「証拠の隠蔽を図っていた」ことになる。ところが請求人は、ニッカリンの瓶が見つからなかったら後で取調官から怒られるだろうと恐れて、証拠の残らない川に流すという方法を考え付いたのだという。

捜査段階で犯行を完全に自白している犯人であるならば、ニッカリンの瓶を捨てた場所について「嘘を付いたら怒られる」などと考えあぐねる必要は何もない。実際の体験どおりに瓶の処分方法を述べるまでである。

だがニッカリンの瓶を実際に川に流した真犯人が否認に転じ、「自白は虚偽のものだ」と訴えたとする。このような犯人が、その後の公判段階の尋問で、「取調べ中に『ニッカリンの瓶は川に流した』となぜ供述したのか」と問われたら、どのように答えるだろうか。

犯行を否認する真犯人の立場としては、冤罪被害者を装って取調べ段階の供述は虚偽自白でしと説得的に訴えなくてはならない。このため、「証拠が残らないと思ったから川に捨てた」と正直に述べるわけにはもちろんいかない。そのように述べたら、証拠の隠蔽を図る犯人であることを暗示してしまうことになるからである。

犯行を隠蔽しようとしている真犯人であれば、「証拠隠蔽を図って」川に流したと述べることはむしろ避け、「捜査側が『ニッカリンの瓶が見つからない。川に流したのだろう。』と教えてくれた」あるいは「『川に流した』とい

う供述を強要してきた」ために、それを追認したに過ぎないという趣旨を述べることで、無実者を装った弁明はできるかもしれない。

ところが請求人は公判で、「川に流したと言えば証拠がないので、それ以上取調官からの追及がないと考えたから」と供述したのである。請求人が無実者であるならば、虚偽自白として「川に流した」と供述したとすれば、それは証拠の隠蔽を図ったのではない。「川に流した」と言えば取調べ側は川を搜索するだろうが、そこでニッカリンの瓶が発見されないであろうことを無実者ならば予測している。ニッカリンの瓶は発見されないと知った上で「川に流した」と供述したのは、「発見されなくてもどこかに流れて行ってしまった」ものとして通用するであろうし、そうであれば嘘を付いているとそれ以上追及されずに済むだろうから、「川に流した」と供述したというのである。

こうした無実者ならではの心性を、真犯人の立場から吐露できるだろうか。真犯人であれば、「川に流した」と言えば川を搜索されて瓶が発見される可能性を念頭に置いているはずである。取調べ段階で自白しても、その後否認に転じた時点で、「川底をさらって搜索してもニッカリンの瓶が発見されなかった」という結果をアピールする機会である。

「なぜ川に流したと供述したのか」と問われたら、「実際のことはわからなかったので、取調官から言われるままに川に流したと言った」と無実者を装うとともに、「でも、瓶は見つからなかったでしょう」と主張する可能性が高い。無実者の心情に思い至って「犯人に扮して」「取調官からのさらなる追及を恐れた」と述べることはできるとはとても思われない。

にもかかわらず請求人は、「他の所に捨てたと言ったら、それが見つからなかった場合に取調べ側からの追及があると考えたから、川に流したと供述した」と言うのである。この供述

は、請求人が取調べ段階で実際に「これ以上の追及を避ける目的で」「犯人に扮して」自白していたことを、雄弁に物語っている。

なおもうひとつの可能性として、真犯人がニッカリンの瓶を川に流さずに別の処分方法を取っていたが、取調べで自白した時点では「川に流した」と虚偽供述したという場合も論理的にはありうる。このような立場の犯人であれば、公判でどのように語るについても、検討しておく。

もし真犯人が自白に落ちていながら、ニッカリンの瓶の処分方法だけ虚偽を述べたのだとすれば、それは「秘密の暴露に相当するような証拠を捜査側につかませないためにニッカリンの瓶の処分方法だけは嘘を付いて、後に否認した場合に備えた」ことが考えられなくもない。この場合、川の搜索でニッカリンが見つからないことは、無実者同様に既知である。だが「なぜ川に流したと嘘を言ったのか」を問われた際には、犯人として「実際の処分方法を隠蔽するために嘘を言った」とは言えない。

では自分が無実であることを示すために、どのような主張が考えられるか。「取調官から川に流したのだろうと言われた」あるいは「ニッカリンの瓶の所在はわからなかったので、川に流したと言った」とまでは言うことができる。だがいずれの主張をするにしても、本当のニッカリンの処分方法を開示していない犯人ならば、「でも川を探しても、見つからなかったでしょう」と、搜索しても瓶は未発見のままであることを強調して、自分は瓶の所在について無知であることをアピールする可能性がやはり高いだろう。

瓶の行方を隠蔽することに心奪われている犯人が、無実者が取調べ時点で置かれていた心情へと思いを一転させたとしても、「瓶の所在は知らなかったの、問い詰められても何も分からなかった」と述べることはできても、「瓶が

発見されなかった時の取調官の追及を恐れた」という無実者ならではの、取調べ時点の恐れや不安まで語ることができるかは、大いに疑問である。

つまり「犯人として追及を恐れる気持ち」とは、真実が暴露されることへの恐れである。一方の「無実の者として追及を恐れる気持ち」は、これとは逆に、真実を知らないために間違ったことを述べて、その結果責められることを恐れる気持ちである。一般に「無実者ならば、何も怖いことはない」と思われている。だが実際には、無実者が虚偽自白に陥る際にも、取調官の厳しい追及を恐れる気持ちを抱いている。

真犯人がこうした取調べにおける無実者ならではの心情を把握した上で、「これ以上の追及を恐れた」などと語ることは、まずできないと思われる。

以上の点を鑑みると、請求人の「川に流した」と言えばそれ以上追及されないだろうから」と述べた公判供述は、無実者の極めてリアルな心情吐露として理解することができる。

（２）女竹の油抜きの意味を請求人は忘れていた可能性がある

請求人の犯行を自白した供述によると、ぶどう酒に混入するニッカリンTを持ち運ぶのに用いた容器は、女竹で作った自作の筒に新聞紙で栓を詰めた物で、それを胸のポケットに入れていたと述べている。

ニッカリンを入れる容器がどのようにして女竹ということになっていったのかに関する公判供述は、次のようなものである。

裁判長

竹ということは警察官が言い出したんですか、あなた自身が言ったんですか。

ヒントを頂きました。

警察の方から言われたからあなたが言ったの

か、警察は何も言わないのにあなたが竹に入れたということを言ったんですか。

警察の方から竹と言われんと、他の竹とか木とか、そういう入れる物がない

かということで、それで私が竹と言いました。

弁護士（鈴木）

ヒントを与えられたという風に今あなたは言ったけれども、どういうヒントを与えられたわけですか。

竹とかそういう物やったら、燃やしたりしたら分かんようになるで、
そういうのでいいやないかと言われた
たわけです。

警察の方から竹という入れ物の話は最初に出たということ。

はい、そうです。

（1986年7月15日・第5次再審請求審194～197）

請求人はニッカリンの容器に何を用いたのかを追及されて、ここでも取調官から「焼いてしまえば証拠が残らない物」という示唆を受けただけでなく、「竹や木などの入れる物」と提示されたのだという。そこで請求人は竹を選択し、それを用いたという供述をした旨を公判で述べている。その後取調官は、請求人の家宅捜索から女竹が見つかったことを告げ、犯行に用いたニッカリンの容器を女竹ということにしたのだという。こうした経緯が事実ならば、取調官と請求人のまさに合作によって、犯行供述が形成されていたことになる。

だが、女竹が実際に毒物を入れる容器としての使用に耐えるのかについては、一般的に考えても疑問を抱かざるを得ないものである。請求人は取調官から疑問を投げかけられた様子について、公判で以下のように述べている。

* いつの竹やと聞かれたんで、自分の思っている竹は8年前に切って使ったことを思い出して、虫食ってるやろとか言われたもんで…
（中略）…竹、虫食ったやろとか、そういうことをだいぶ言われたんです。

（1962年1月17日・1審第7回公判調書390）

* 警察が家から女竹をたくさん持って来られたんです。あったと言って。女竹をこの位の束にして。7、8本あったかと思えますけれども、それがパンパンに割れていたんです。そしたら、こんな割れた物に、お前は女竹に入れたと言うけれども、薬入れたら濡れてしまうやないかと言って、結局…（中略）…そしたら調べ官が、警察近くの竹細工屋さんか釣竿屋さんに聞きに行ったら、竹は油を抜いたら虫も食わんし、ひび割れとか、パンパンに割れたりせんらしいが油抜きしてやったんかと、こう聞かれたんです。私も何気なしに、はいと返事してしまいました。油抜きをしたと返事してしもうたもんで、そういう風に書かれたと思います。

（1986年7月15日・第5次再審請求審公判調書217）

請求人の供述に従って自宅を搜索したところ大量の竹が見つかったものの、それらの竹はひびが入ってニッカリンの容器としては、使用に耐えない状態だったという。そこで取調官が「油抜きをすればひび割れしない」という知識を得て、油抜きをした竹を犯行に用いたことにしたという。取調べ時点の供述でも、「竹を火であぶって油抜きをしておけば、虫が付かないし長持ちする」旨を述べていた。

ここで、取調べ時点の請求人の供述で竹の油抜きをしたと述べていても、実際に油抜きをした竹が自宅から発見されたわけではない。自宅で見つかったのはあくまでも虫が食ったりひび

割れしたりした竹に過ぎない。

もしも請求人が本当にニッカリンを入れる容器として女竹を使用していたのであれば、犯行を自白している取調べ段階で「ニッカリンを入れる容器として女竹が使えるのだろうか」という疑問を受けても、「このようにした結果、うまくいった」という体験に基づいた反論ができるはずである。

さらに請求人は、公判で女竹の油抜き目的について尋問を受けると、1審や控訴審の段階では「まっすぐにするため」「釣竿が軽くなる」などと、犯行には関係のないことを述べていた（前報Ⅰ－1（3）：p.67参照）。

1審、控訴審の段階で、油抜き目的について取調べ段階の供述内容を語らなかったのはなぜだろうか。

真犯人がニッカリンの容器として用いるために女竹の油抜きを行なったのだとしたら、犯行を否認する公判段階で油抜き目的を問われた際に、自分は犯人ではないことをアピールするために、敢えて「まっすぐにするため」「釣竿が軽くなる」等の犯行とは無縁の事柄を語ったと捉える余地があるだろう。

しかし請求人は犯行を自白している時点でも、女竹の使用は取調官から示唆を受けることによって供述したと述べており、また油抜きに関しても取調官が調べてきた事柄を追認したに過ぎないのだという。そうであるならば、請求人が犯行のために行なったはずの油抜き目的を1審や控訴審の時点で思い起こすことができなかったとしても一向に不思議はない。むしろ、女竹に油抜きをしたという捜査段階の供述が、取調べ側主導で導かれたのだという第5次再審請求審の供述を裏付けるものとして捉える余地が多分にあると言える。

（3）「自分はそこまで何も考えてません」の意味

請求人は取調べ段階の犯行供述で、「竹筒入りニッカリンを新聞紙に包んだまま、右ポケットに入れて」（1961年4月7日付員面調書）と供述している。この状態でQ宅の玄関先から公民館まで3本もの酒瓶を抱えて行ったのだという。この点について公判で問われると、次のように答えている。

*そうすると、ジャンパーの裾で巻いた1本は右へ持ったんですか。

自分は右の腕の方が強いもんで右へ入れました。

そうすると、右のポケットにはニッカリンの竹筒が入っているんだと、そうすると変なことになるな。

自分はそこまで何も考えてません。

（1962年2月9日・1審公判調書395、396）

ここで尋問者は何が「変なことになる」のかを明言していないため文脈から判断すると、「ニッカリン入り竹筒が、ジャンパーの右ポケットに入っているにも関わらず、酒瓶をジャンパーの右裾で巻けば、ポケット内の竹筒が倒れるなどして中のニッカリンが漏れ出る可能性があるために、そのような方法で犯行に及ぶという捜査段階の供述は現実性に欠けておかしいのではないか」という趣旨を述べたものと思われる。

このやりとりの時点で、前提となる事柄を整理してみる。まず3本の酒瓶を抱えて公民館に向かったことについては請求人も認めている。3本の酒瓶の抱え方については、その後の公判で変遷はあるものの、この公判時点では2本を手につげ、残りの1本はジャンパーの右裾に巻いて抱えたとしている。

犯行を認めている犯人であれば、尋問者からの疑問に対して「危険だったかもしれないが、

実際には問題がなかった」と体験に基づく応答をすれば済むところであるが、ここで請求人は犯行を否認している。

ここで、真犯人が犯行を否認しているという前提で、酒瓶の持ち運び方について問われている際に、尋問者から「その持ち運び方では、竹筒入りニッカリンを右ポケットに入れたという取調べ段階の供述が変なことになる」と指摘されれば、どのように応答するかを考えてみる。

犯人である限り、実際に右ポケットに入っていた竹筒入りニッカリンの体験記憶があるはずだが、そのことは隠蔽しておきたい。酒瓶の運び方について問われ、「ジャンパーの右裾を巻いて抱えた」と答えたら、「おかしいことになるな」と言われた。

尋問者は、何がおかしいことになるかを明言しなかったが、それは「ジャンパーの右ポケットに竹筒を入れたという取調べ段階の供述」である。犯人ならば体験に基づく「ジャンパーの右ポケットに竹筒入りニッカリンを入れたこと」が頭に入っているだろうから、取調べ段階の供述のおかしさを指摘されたものとして了解する可能性が高い。

そうであれば、取調べ段階の供述のおかしさを指摘された際には、尋問者に同調した方が有利である。「だから、これは取調べ側から押し付けられた供述内容なのです」「実際にポケットに竹筒を入れるようなことができるとは思っていませんでした」等の応答をして、冤罪被害者をアピールすることが可能な局面である。

さらに巧妙に犯行の隠蔽をたくらむ真犯人ならば、実際の犯行時にはニッカリン入り竹筒の入ったポケットとは反対側のジャンパーの裾で酒瓶を抱えたのだが、公判段階でそれを隠すために、3本目の酒瓶をジャンパーの右裾に巻いて抱えたと述べることで、右ポケットのニッカリン入り竹筒と重なって「おかしいことになる」ことを敢えて主張することも考えられなく

もない。

このように、もしも犯行の隠蔽を図って敢えて酒瓶の抱え方まで虚偽の主張をしようとしていたならば、「おかしいことになるな」と言われたその時点で、ここぞとばかりに「そうなんです」と尋問者に同調するはずである。

ところが請求人は「そこまで何も考えていません」と答えている。これは請求人の自白がまさに「考えながらなされたもの」に過ぎないことを図らずも暴露したものである。

つまり犯行手順を現実の状況に合致するように想像しながら供述していた請求人は、「ポケットの竹筒と裾を巻いて抱えた酒瓶が同じ右側になってしまった」ことまでは、考えてないというのである。この応答は、請求人が犯行供述を作り上げるにあたって想像をめぐらせ考えながら作り上げていたが、現実には可能かどうかを検討する上で、考えが足りなかったと率直に述べているのであり、犯行供述が現実の体験に裏打ちされていない想像の産物に過ぎないことを、強く示唆している。

なお念のために補足しておく、請求人が公判で犯行を認めているのなら、「そこまで何も考えていません」という供述が、「そこまで何も考えずに犯行に及びました」「そこまで何も考えずに決行したら偶然うまくいきました」との趣旨で述べられたと解することもできる。だが公判で否認している請求人に対して、そのような解釈の余地はない。

(4) 取調べ段階でニッカリンを入れた容器が変遷した

ニッカリンを入れた容器に関する取調べ段階の供述は、次のように変遷していったと請求人は公判で述べている。

*初めニッカリンを運んだのは瓶ということになって、それからビニール、それから竹となったけれども、その段階では女竹も男竹も決

まっていなかったんです。その時竹と決まった時、うちに女竹があったぞということ、女竹やろうと言われたことを記憶しております。

（1986年 8月28日・第5次再審請求審100）

実際に犯行に関わった者ならば、既に自白に落ちた後になってから、犯行に用いた容器に関する供述を瓶、ビニール、竹などと二転三転させることに何の意味もない。しかも竹となった時点でなお、「女竹も男竹も決まっていなかった」のだという。実際に犯行に及んだ者の供述が、このような変遷を経ることはおよそ考えられない。

その後、取調官が請求人宅にあった女竹を見つけ出して、女竹だろうと言われて、ようやくニッカリンを入れた容器が定まったのだという。

こうした供述の形成過程は、ニッカリンを入れた容器についてだけではない。竹筒にニッカリンを入れた量についても、取調官とのやりとりで次のように変遷したことが窺われる。

*あなたは最初は満タンに入れたという風に言ったら、それじゃ漏れるじゃないかというようなことを言われたと、というようなことをかっつて話したことはありませんか。

そういうこともありました。一杯入れたら栓ができないやないか、と言われたように思います。

（1986年 7月15日・第5次再審請求審200）

こうしたやりとりの結果、竹筒に入れるニッカリンの量は、「3分の2くらい」と定まっていたのだという。

さらに竹筒に詰めた栓についても、取調べ時点の供述は、以下のように変遷していったと、請求人は公判で述べている。

*布は染みていかん、なくなる、濡れてしまう、それでいかんと言って、初めは布でええやないか、布でやったんかと言われたんですけれども、やりましたと言うたら、布は染みてしまうと言われたんです。次は綿でやったんか、ええやないかと言われて、綿も染みてしまうと言われて、結局次は新聞紙がええやないかと言って、新聞紙でやりましたと言っていました。

（1986年 7月15日・第5次再審請求審212）

このように請求人の供述は、ニッカリンを入れた容器に関して「瓶→ビニール→竹筒」と変遷し、ニッカリンを入れた量についても「満タン→3分の2くらい」へと変遷し、竹筒に詰めた栓も「布→綿→新聞紙」と変わっていったのだという。

取調べ段階で自白した真犯人が公判で否認したとしても、このように犯行手順に関する供述が取調官とのやりとりの中で変更を余儀なくされていったという具体的様相まで想像で虚偽を語ることができるだろうか。そのようなことはまず考えられない。

そうであるならば、「犯行手順に関する供述が、取調官とのやりとりの中で変遷を経て定まっていた」という請求人の公判供述は事実である可能性が高く、取調べ段階で犯行手順に関する供述が、後付けされるように生み出されていった経過を、何よりも物語っていると言えるだろう。

Ⅳ－3 請求人にとってのB犯人説の意味

請求人が妻Bへの疑いを抱いていたとしても、取調べにおいて何を契機としてBが犯人であるとの供述を始めたのだろうか。取調べでB犯人説を語っていたことは、その後請求人が自白に落ちたことと、どのような関連があるのだろうか。公判において請求人は、こうした疑問

に基づく尋問をたびたび受けている。

このあたりの経緯は公判供述だけで詳細を知ることにはできないものの、本節ではこれらの疑問に対する請求人の公判供述を検討するものとする。

(1) なぜB犯人説を持ち出したのか

請求人は取調べで自らの嫌疑を否認する際に、「三奈の会の総会の終わり際に小便のために中座すると、Bが囲炉裏の傍に立膝をして、ぶどう酒の瓶に小さな瓶から何やら入れようとしているところを見た」という趣旨で、妻Bが犯行に及んでいるところを目撃したと供述をしている。

1審の公判でもほぼ同様の供述をしていたが、控訴審での公判供述になると「Bを疑っていたことは確かだが、ぶどう酒にニッカリンを入れているところまでは見ておらず、総会の時に囲炉裏端に居たことから推測を述べただけ」という趣旨の供述に変わる。さらに第5次再審請求審になると、「総会の時にBが囲炉裏端に居たというそれ自体が作り事だった」という。ただし公判全般を通じて請求人はBに対する疑惑そのものは否定していない。

問題は、請求人が嫌疑を受けたからといって、なぜ否認を貫かずにB犯人説を持ち出したのかという点である。

* そういう自分に疑いがかかった時に、「自分はやっていない」という風に言えればいいものを、なぜ、見てもいない「女房がやったのを見ていたんだ」というところまで、あなたは嘘を言ってしまったんですか。

……………。

(1986年7月15日・第5次再審請求審62)

* 4月1日に警察官にBが毒を入れたんだと、こう言ったという話だね。

はい。

なぜそんな嘘言ったの。

私が妻がやったと言うたもので、それなら妻がやったやり方を言えと言われたんです。それで私もそれで言うたわけです。

(1986年8月28日・第5次再審請求審445,446)

取調べにおいて請求人が犯行の嫌疑を受けていたことに間違いはない。この嫌疑を否認すると、「それならば誰がやったというのか」を問い詰められたであろうことも想像に難くない。

もしも請求人が犯人だとするならば、請求人自身が「Bが犯人ではないか」という疑いを抱く余地はまったくない。B犯人説は、自らにかかる嫌疑を逃れるために、意図的な虚偽として語られたことになる。

逆に、もしも請求人が無実であったとしても、追及の厳しさから逃れるために自分以外の者に対する疑惑の気持ちを漏らすことはありうる。それが場当たりの一時しのぎに過ぎないとしても、追及から逃れたい気持ちに駆られてB犯人説を語る可能性は、無実者にもある。ましてBに対して少なからぬ疑いを抱いていたのだとすれば、なおさらその可能性は高い。

一方、犯人が誰なのかが未だ分からず早急に犯人を絞り込みたい取調べ側は、請求人の口からBへの疑惑を耳にすれば、「どのようにやったのか」という具体的なB犯行説をくわしく聞き出そうとするだろう。そのことによって、もはや後に引きにくくなった請求人は、B犯人説に推測を交えて語っていく可能性が認められるであろう。

したがって、請求人が実際には見ていないB犯行説を持ち出した理由は、「請求人が実際に犯行に及んでいて、自らの犯行を、亡くなったBに押し付ける目的であった」と結論付けることは性急である。

（２）B犯人説が報道されると、なぜ自白に落ちるのか

前項で提示したように、請求人が「Bがやった」と口にする、と、取調官から「それなら妻がやったやり方を言え」と言われたのだという。B犯人説は請求人から申し立てたのか、それとも取調官からの示唆もあったのかについて、公判では次のように述べている。

*辻井さんは、あなたが「妻が犯人であるという」ことを最初言い出しておる」というような趣旨のことを言っておるんですが、それは、警察官から押し付けられたんじゃないくて、あなたの方から言ったんじゃないんですか。

（中略）あなたは、当審では警察から押し付けられて、自分の疑いを隠すために妻犯人説を持ち出したんだと言っておるんですが、どうですか。

その通りです。

（中略）「妻が犯人だ」と言ったのは、警察から押し付けられて言ったのではなくてあなたが自分から言い出したことじゃないんですか。

まあ、そういうこともあるし、警察官に言われたこともあるし。

（1986年8月28日・第5次再審請求審588～593）

*そういう（Bがぶどう酒に何かを入れているのを見たという）嘘の中身というのは、あなたが想像したことか、警察官から言われたことなのか、それとも何か警察官と話し合っただけで決められたことなのかということなんですよ。

それは、私が妻がやったということを言うたもんで、「それだったらやり方を示せ、言え」と言われまして、それで私も事実見てないし、すぐには答えられなかったんです。そしたら調べ官

が「ぶどう酒に入れたんやったら、ぶどう酒は囲炉裏の間に置いてあったんじゃないか、囲炉裏の間に妻が入れたんやろう」と、そういう風にして警察官が言われるのと私の想像を混ぜて、私もそういう風に嘘を作って供述したわけです。それで作られたわけです。

（1986年7月15日・第5次再審請求審125）

*（警察官から幫助だ、同罪だと言われた）その時点では、あなたのCとの浮気がBさんがこういうことをやった原因になっているんじゃないかという感じを持ったわけですか。

そういう風に言われたんです。

（1986年8月28日・第5次再審請求審533）

請求人が公判で述べるころでは、まず「自分に対する嫌疑を受けているところに、それをかわすためにそれまで抱いていたBへの疑いから「Bがやった」と述べたという。すると、取調官から「Bがやったと言うのなら、Bの犯行手順について述べるように言われた」たものの、実際には見ていないので答えあぐねていたというものである。

そうであれば、取調官も本来B犯人説の信用性を疑うべきところだが、取調官は「囲炉裏の間に妻が入れたんやろう」と、さらなる供述を展開するように請求人にけしかけたことが窺われる。実際に請求人がBの犯行を直接目撃したのであれば、取調官から「やり方を示せ」と言われても、ここから先は推測を述べるしかない。

しかも「Bがやったとすると、その原因は請求人のCへの浮気にあるのではないか」と指摘してきたのは、取調べ側なのだという。このため請求人としては、自分が最初に「Bがやったのではないかと思う」という疑いを口にしたりしても、それを積極的に供述するように強いて

きたのは取調官だという思いがあるのだろう。

つまり請求人が「私はやっていません」と否認すると、取調官から「それならば誰がやったのか」を問われ、Bの名前を出すと「それならばやり方を示せ」と問われ、考えあぐねていると、取調官から「こうじゃないか」と供述を促されることによって、B犯人説が作られていったと思われる。

こうして請求人が取調官とのやりとりの中でB犯行説を語った結果、Bが犯人であるとの疑いが新聞で報道された。このことを取調官から知らされた請求人は、B犯人説を撤回し、自白に至ったのだという。真犯人が自らの嫌疑をかわす目的でB犯人説を持ち出したのであれば、新聞報道がB犯人説の撤回に結びつくことは考えられない。そこで公判において請求人は次のような尋問を受けている。

* やってなかったのに、自分がやったという風に取調べの時に申し上げたのは、どういうわけですか。

自分はやってなかったんですけれども、まあ妻のこともあったもんで、いろいろ言われ、それから調べ中に新聞に妻がやったと出たことを言われ、僕が女と関係があったもんで、妻も時々そういうことで苦しんでおりましたので、報道されたということを僕が苦しんで、自分のことは調べていただいたらすぐわかるんだから、その時のあれとして自分がやったと申し上げました。

(1969年7月4日・控訴審公判調書2)

* …自白いたしました。ニッカリンを自分が所持しておりましたので、取調官の追及と強要によって、妻のBが嫌疑を受けるようなことから、妻Bが犯人と断定されるのを自分は

苦しみました。その末に妻Bの報道されたということを聞いてそれで自白をしたわけです。で、そのまま同じことを申し上げておりました。

(1962年1月17日・1審公判調書414)

* (Bが本件の犯人ですと述べていた) それにもかかわらず、辻井警部補から、新聞にもそういうBが入れたということが出ておるぞということを聞いて、なぜあなたはBがそういうことをしたんじゃないという風に否認し出したのですか。

自分が想像したことで言うて、悪かったと思いました。

想像したことと新聞の報道が一致しておれば、何も悪くないじゃないか。

……………。

(1969年7月4日・控訴審公判調書561,562)

ここで尋問者は、請求人が自らの嫌疑を逃れる目的でB犯人説を持ち出し、その結果として新聞報道がなされたのであれば、「自分の供述どおりに報道がなされているのだから、悪いものもない。むしろ目論見通りではないか」という意味合いで問いかけたものと思われる。

たしかに真犯人ならば、報道されたことは自らの嫌疑の回避がうまく行き始めていることを意味するのであって、妻に対して済まない気持ちを抱いたとしても、そのことを契機にして自白に落ちるとは思われぬ。

ところが請求人は、Bを推測で犯人に仕立て上げて悪かったと思い、自白に至ったのだと次のように述べている。

* それで誰を犯人にしたいと思ったのか。

だれって、自分でそんな考えありません。それで自分は何もわかってもらえないことやから、そういうことを言うたって、それでもう自分やとしといた方がい

いと思いました。

（1969年7月4日・控訴審公判調書566）

このように請求人はBを犯人だと述べたものの、新聞報道を聞いて「悪かった」と取り下げしてしまう。そればかりか、新聞報道を契機として「もう自分やとしておいた方がいい」と思ったのだという。

自白に落ちた契機として新聞報道を挙げる請求人の供述を見ると、請求人が虚偽であると知っているB犯人説を取って語った目的を、「自らの犯行を追及されないため」と捉えるには、多分に疑問を残している。

（3）B犯人説は、苦し紛れに出された可能性がある

請求人は重大な事件の犯人に関する供述であるにも関わらず、それほど時を経ないうちに、「Bだ」と言ったり、「もう自分にしておいた方がいい」と言ったりして供述を変えている。こうした点から、請求人は前後の見通しに欠けたその場しのぎの供述をくり返しているように見える。だがこうした印象を受けるのは、供述全体を見渡せる立場にあるからとも言えるだろう。

実際に請求人の置かれていた取調べ状況は、犯行を否認しても誰も取り合ってくれず、とにかくその場の状況を逃れることしか考えられないほど苦しい状況にあって、その後の見通しを考慮する余裕などなかったことが窺われる。

このために、当面その場をしのぐ目的でB犯人説を持ち出したものの、その結果として新聞報道がなされたと聞いて、初めて自分の供述の意味に気が付いて、「悪かった」と思い、こうなったら自分が犯人になるしかないと思うほど請求人自身は追い詰められた心境にあったとしてもおかしくない。

したがって、真犯人であれば新聞報道を聞か

されてほくそ笑む局面であるにも関わらず、請求人は逆に自分の供述の重大さに気付いて、さらに追い詰められた心境に立たされるほど、取調べにおける追及を深刻に受け止めていたと思われる。

もしも請求人が犯行に及んでいなくても、自らの嫌疑を逃れるために後先のことを考える余裕もないままに苦し紛れにB犯人説を持ち出したものとする。さらにその後新聞報道を聞かされて、大いに動揺するとともにある種の諦めから自白に落ちたのだとするならば、「想像と報道が一致しておれば、何も悪くないじゃないか」と言った尋問者は、厳しい追及を受けて極度に追い詰められた心情にあった請求人の心情とは、遠く隔たったところに居ることを如実に表していることになる。このような尋問を前にした請求人は、真犯人ならば理解可能な「何も悪くない」という尋問の意味すら理解できず、沈黙せざるを得なかったのかもしれない。

（4）請求人にとってのB犯人説の持つ意味

なお、B犯人説を語った請求人に対して取調官から次の様に言われ、そのことが自白に陥った要因のひとつだという。

*そうすると、妻がやったとすると、原因は嫉妬だということになるが、その原因は自分が与えたんだということになれば、自分の責任になるから家内の罪をかぶる気になったと、こういうことになるんですか。

まあ、そういう気持ちです。それに前に自分が薬のある所を教えますから、お前も何か幫助罪とか言われました。で、まず、自分も責任ということを感じます。

（1961年2月9日・1審公判調書359）

*妻が犯人だということで自分はやってないと

いうことを分かってもらおうとしたことは分かるが、それが今度「私が犯人です」という風に言ってしまったのは、どういう理由からですか。

調べ官から「妻がやったにしても、そういう女関係があったんやから殺人幫助、同じ罪だ」と言われたんです。

殺人幫助、同じ罪だといわれた。

はい、「妻がやったんやったら、お前も同じ罪や。それで、もう死んだ仏には罪はないけれども、お前だけは罪がある。同じ罪だ」と。それで、それなら、もう、いっそのこと私がやったと言った方がNの母や子どもやら…、私が言うたがために子どもの世話をしてくれないとか、もうしないとか言われて怒っている気持ちを考えたら、いっそのこと私がやったと言った方がましやと思うようになったんです。

(1986年7月15日・第5次再審請求審134, 135)

請求人は取調べで否認した際に「それならば誰がやったのか」を問われ、妻Bに対する疑惑を口にした可能性が高い。すると取調官から「それならばBが犯行に及んだやり方を言え」と言われ、想像を交えてB犯人説を語ったという。

これは前述した通り、自分に対する追及から逃れたい一心でB犯行説を持ち出して、B犯行説の持つ重みを考える余裕がないほど追い詰められた気持ちにあったことを示唆している。

ところが取調官は、「Bが犯人であるとしても、その背景には請求人とCを交えた三角関係からくるBの嫉妬心があるのだし、ニッカリンの所在を教えているのだから、幫助罪である、あるいは同じ罪である」と責めたのだという。そしてこのことが、請求人が自白に落ちる契機になったと述べている。

さらにB犯人説が報道されると、請求人はBの母親から子どもの面倒を見てやらないなどと次のように怒られたのだという。

*その日の夜、当時Bさんのお母さんNさんはあなたの家にきていましたね。

はい、もう28日に私が電話して来てもうてから、ずっと子どもの世話やしてくれました、泊まって。

そのNさんからあなたは何か言われましたか、その日（4月1日）の晩に。

あなたはBのことを、やったとか何とか言うたと言って怒られました。警察でしゃべったと言って。

警察でBがやったとか何とか、言ったと言って。

怒ってもう。

あなたを怒った。

sonで子どもの面倒はもう見ないと言いかけたんです。今まで見てくれることになっていたんです。世話してもらうことに。そやけど、子どもの面倒より自分の、Nの母の立場も困る、sonで子どもの面倒どころやないと言って怒られました。

(1986年6月12日・第5次再審請求審305～308)

だがB犯人説が報道されたことで、義母から請求人が怒られたり、「子どもの面倒を見ない」と言われたりしたとしても、そのことが請求人の自白に結びつくとは、一般に考え難い。こうした疑問に対して、請求人は次のように答えている。

*あなた方の子どもの面倒をNに見てもらうについて、「犯人はBではなくて私だ」と言うとなNはあなた方の子どもの面倒を見てくれることになるんですか。

見る・見ないという条件は分からなかったですが、初めは「見てやろう」と言ってくれたんです。それで私が「妻が犯人やないか」と言ったもので、それを母が聞いて、それから「もう見やん」と言い出したんで、自分はそうだと思います。それで、「自分がやった」と言ったら、妻じゃない、自分になるんだから母も気持ちを取り直してくれて、また元の気持ちに戻してくれるだろうと、そういう浅はかな考えでした。

（1986年8月28日・第5次再審請求審528）

* 前回うかがった時に4月1日に帰った時、N－Bのお母さんが居て、あなたが「Bがやった」という風に警察で述べたことを知ってあって、えらくお母さんから叱られたということを言われましたね。

はい、申しました。

そのことと長女の入学式の準備のこととは関連がありますか。

はい、まあ、事件が起こってNの母がずっと来てくれていましたもので準備はお願いしてあったんです。そして「してやろう」と言うてくれていたんですが、私が「妻がやった」ということを言うたもので、「もう、子どもの面倒、世話もようやらん」と言われました。

（1986年8月28日・第5次再審請求審84）

* その後、あなたの話がよく分からないんだけど、自分が本当にぶどう酒に毒を入れてないとなれば、後で再度調べをしてもらって無実が明らかになると思っていたというわけですね。

はい、そうです。

だけれども、あなたは、自分にかかった嫌疑

を払いのけるために奥さんが犯人なんだということ saying、その理由について嘘まで交えて話をしましたね。

はい。

それで、今度は、あなたが無実だからということ saying とすれば、じゃあ、犯人は誰かということになるでしょう。それは、当然そういうことになるでしょう、あなたが無実だということ saying を言うためには。

はい、そうだと思います。

それで、あなたは、奥さんに嫌疑がかかるのを晴らして、奥さんが犯人じゃないんだということにしてやろうという気持ちもあって自分が犯人だと、こう言ったのかな。

それは、Nの母との関係のことだけを
考えて言ったんです。

だけれども、Nの母との関係だけに絞っても、いずれまた奥さんが犯人だということをはっきりさせなくちゃいけなくなるでしょう。

そこまで考えなかったです。

（1986年8月28日・第5次再審請求審535～539）

これらの供述に見るように、請求人は義母から「子どもの世話をしない」と叱られたことで、「入学式の準備も進まない」と焦り、「自白してもそれは事実ではないから、後に釈明すればわかってもらえると思った」ために、B犯人説を撤回して自白することにしたという。

請求人が述べるこれらの自白に落ちる過程は、たしかに前後の見通しに欠けた短絡的なものである。しかし、請求人はある局面を突きつけられると、それを全体化して捉えてしまう傾向があった。自白に落ちる直前の請求人は、B犯人説を語って叱られた義母との関係が念頭にあって、将来再度否認する際に、「再びBの犯行を持ち出すとどうなるか」などと考える余裕はなかったと思われる。それだけ請求人は追い

詰められ、切羽詰った上で、「とりあえず自白するしかない」という心境に陥ったものと見られる。

なお公判で請求人は、「(自分の妻が犯人にされたと) 報道されたことを苦しんだ」(控訴審2) とか、「(罪をかぶせることが) 心苦しくて」(控訴審20) 自白した旨を述べているために、「請求人は妻の身代わりになって、自白したと主張している」と捉えられていたことが窺われる。しかし請求人がB犯人説を撤回した理由は、義母に叱られて子どもの世話をしないとされたことに、「苦しんだ」と解するべきで、Bが犯人になるのが「しのびない」と思っていたわけでは必ずしもないと考えられる。

請求人が自白に至る一連の流れを整理すると、自らの嫌疑から逃れたい一心でB犯人説を持ち出したものの、そのことが報道されると逆に請求人に動揺を与え、また義母から「子どもの面倒は見ない」と責められ、さらに取調官から「嫉妬からやったのなら同じ罪だ」と罪責感を刺激される指摘をされることで、「もう自分やとしておいたほうがよい」という気持ちに陥

ったということになる。

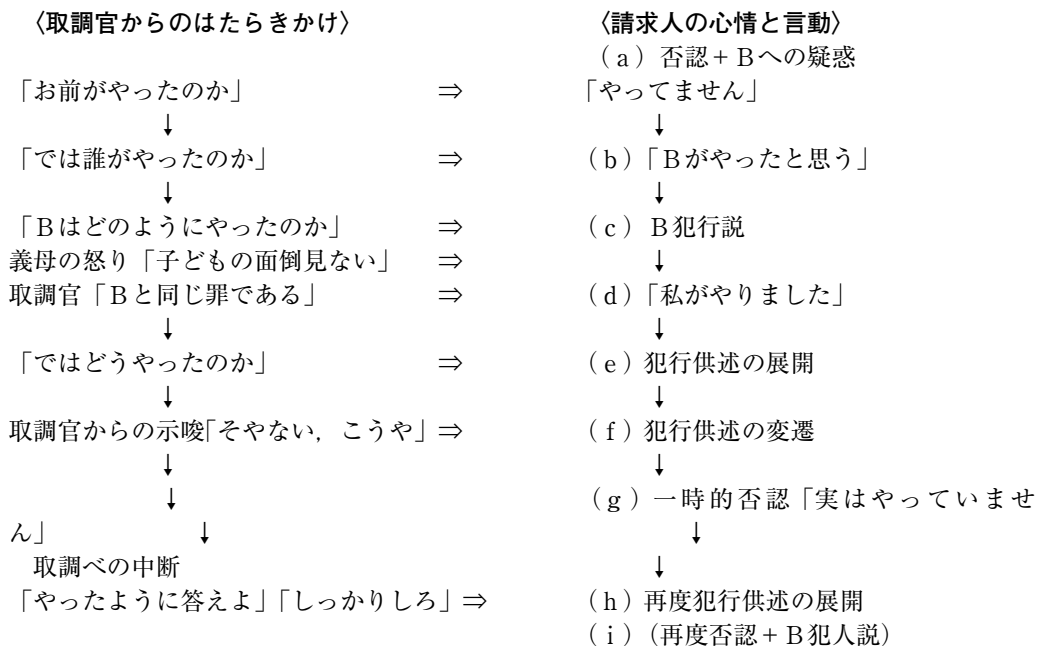
こうした経緯は、場当たりの目先のことで考えていないと言わざるを得ないが、そうであるならば、請求人が真犯人として、取調べ段階で冷静かつ計画的に虚偽のB犯人説を持ち出したとみなす余地はないだろう。

こうして自白に至る流れを把握すると、請求人は自らの嫌疑をかわす目的でB犯人説を持ち出したと言うが、逆にそれが契機となって次々と窮地に立たされる羽目に陥り、結果的に不本意な自白に落ちたことになる。その意味で、請求人にとってB犯人説を持ち出したことは、予測もしなかった不本意な自白への入り口となっていたと言えるかもしれない。

(5) 自白に至る経緯

ここで、これまでの請求人の公判供述から、取調べにおいて自白に至った経緯の概略を、図式化して整理しておく。

まず上の(a)の段階では、請求人は否認している。そこに「お前がやったのではないか」という嫌疑を向けられる。帰宅したい気がかり



な事情があっても帰らせてもらえず、次第に追い詰められた心境になる。否認するのならば、「では誰がやったのか」を尋ねられたであろう。

ここで請求人がBに一定の疑惑を抱いていたために、(b)「Bがやったのかもしれない」と口にしてしまう。すると取調官は、「Bがやったと言うのならば、どのようにやったのか」と請求人に迫る。

こうして(c) B犯人説が語られる。その結果が報道陣にも伝わり、報道を知ったBの母親が請求人に対して「もう子どもの面倒を見ない」と怒る。このためまだ何も準備をしていない長女の入学式のことや、盗電工事のことが気かりな状況の中で、取調べは長時間にわたり一向に終わる気配がない。さらに自分への嫌疑を逃れるために「Bの犯行だと思う」と口にしたのに、「それならば請求人も同じ罪だ」と責められ続ける。その結果、「もう自分やということにしておいた方がよい」と追い詰められて、とうとう(d)「私がやりました」と自白に落ちる。

自白に落ちても追及は終わらない。ここからは、「どのようにやったのか」という犯行手順について、改めて問いかけられる。この時点から(e)「犯人に扮して」犯行供述を展開していくことを求められる。取調官から手がかりを与えられたり、請求人自ら想像を駆使したりしながら、「犯人ならばどうしたのか」を想像しながら具体的な犯行手順を供述していく。

しかし無実者ならば犯行を想像しても整合的な手順を述べることができず、「そうやない、こうや」と取調官から犯行供述の修正を求められることにより、(f) 犯行供述が変遷していく。

あるいは犯行供述を想像で作り出すことがあまりに困難だと、「これ以上はわからない」「実はやっていない」と否認に転じる局面が出てく

る。そうすると、取調べが一時中断され、別の警察官が「やったように答えよ」と圧力をかけてくる。このため請求人は再び犯行手順を苦しめながら供述する道に戻っていく。

こうした自白に落ちるまでの一連の経緯は、真犯人であるならば考えにくいものである。なぜなら、真犯人であれば、B犯人説が流布することは目論見どおりであるにも関わらず、請求人は少なからず動揺している。また、犯人がBとCを交えた三角関係の清算を図ったのならば、請求人の「Bの嫉妬心に対して責任を感じる」という心情とは相容れないからである。

それでは、取調べ段階の終盤になって再び否認に転じた際に、なぜB犯人説を持ち出したのだろうか。また1審公判の段階でも、犯行の否認をするとともにB犯人説を持ち出していたのだろうか。

請求人が嫌疑から逃れるために持ち出したB犯人説は、結果的に自白に落ちる要因となった。だが取調べで請求人がB犯人説を具体的に語っている最中は、自らに振り向けられていた嫌疑そのもので追及されることから、一時的にせよ逃れることができていたと言っていることができる。したがって請求人は、自らの嫌疑を否定するためには「それなら誰がやったのか」に答える形で、Bを持ち出すしか方途がないと思っていた可能性がある。

つまり請求人にとってB犯人説が持つ意味は、「嫌疑を受けて追及される」場面にせよ、「本当のことが分からないまま自白を続けるよう追及される」場面にせよ、追及の苦しみから逃れるために唯一思いつくことのできた手段だったのかもしれない。

Ⅳ－４ 些細な理由に見える自白の契機

(1) 「電気の方が大事」という認識

前節での検討によって、「取調べ段階の犯行手順に関する供述は、取調官と請求人との共同

作業によって形成されていった」という具体的経過の一端が明らかとなった。それでは請求人が「私がやりました」と自白に落ちる時点では、いったい何が契機となっていたのだろうか。請求人が自白に落ちた理由として第5次再審請求審では幾つかの事柄を挙げている。その中の一つに、請求人が自宅の盗電工事をしていたことがあったという。

*…電気工事のことが心配で「うちに連絡してくれへんか」と言うて山川部長さんに打ち明けたんです。そしたら「お前がこれから俺の言うことを聞くんやったら、ちゃんうちに連絡したろ」と言うてくれたんです。それで、その電気の方が大事やと、もし、ばれたら困ると思いましたが、それで、言うことに従ったわけです。

(1986年7月15日・第5次再審請求審135)

*山川部長に盗電工事のことを打ち明けたんですか。

はい、心配でたまらなかったもので、うちへ連絡してもらえないかということを打ち明けました。

(1986年7月15日・第5次再審請求審141)

*私のこの件（ぶどう酒へのニッカリン混入）に関してはやっていないもので、後で調べてもろうたら分かってもらえると思いましたが。そやけれども、盗電工事の方はもう現実に工事やってあるし、山川部長さんにも話してしもうたし、どうしようもないと思いましたが。

(1986年7月15日・第5次再審請求審148)

請求人は、ぶどう酒に毒物を混入して複数の人間を殺傷した犯人ではないかという重大な犯罪の嫌疑を受けているのに対し、盗電工事のことが心配でたまらなかったで、そのことも自

白の契機になったという。こうした言い分は、請求人が殺人よりもはるかに微罪である盗電の方が、むしろ重大な犯罪であるかのように認識をしていることになり、いかにもバランスを欠いている。したがって虚偽自白に陥った理由としては説得性が欠如しているように一見すると見える。

だが請求人にとって、盗電工事の方は現実に行なったという実感を伴う認識がある。片やぶどう酒への毒物の混入に関しては現実感に乏しく、取調べ時点においてもいずれは分かってもらえると考えていた可能性があり、その後死刑判決を受けることなど思いもよらなかったために、現実に行なっていた盗電工事への対応を優先させたと捉えることができる。

もしこれがニッカリンを混入した犯人であれば、ニッカリン混入という体験に基づく認識があり、その結果多くの死傷者を出したために、自分が自白に落ちれば将来重い刑罰を受けるであろうことも現実感を持って予測することができる。そうであれば、犯行を自白することで受ける刑罰は、盗電工事に対する処分どころの話ではない。したがって盗電工事の件が自白の契機となる可能性はほとんど考えられないし、冤罪被害者を装う犯人が、盗電工事の件を持ち出すことも考えにくい。

これ以外にも請求人は、先述した「義母から怒られた」ことや、「娘の入学式を間近に控えて準備がしたかった」という一見すると些細に見える理由を挙げて、それが自白の契機になったと述べる。

(2)「どうしても帰りがかった」理由

請求人は4月1日の取調べで「今日はどうしても帰りがかった」のだという。その理由として、盗電工事や娘の入学式の準備を挙げて、次のように語っている。

*この4月1日に「奥さんがやった」という嘘のことを言って、その日に帰してくれと、どうしても帰りたいから帰してくれと言って警察官に頼んだことは間違いないですか。

はい、頼みました。

（中略）なぜですか。

長女の入学式が2日後に控えていて、その準備が何もできていなかったの
で、その準備をしてやりたかったの
と、それから電気の盗電工事をして、それを外してないまま警察に来ていたんです。それで月初めの検針も迫ってきているし、どうしても帰って外したかったんです。

（1986年7月15日・第5次再審請求審69,71）

娘の入学式や電力量の検針日が迫ってきているとはいえ、殺人犯に問われるかもしれないという重さに比べたら、その日のうちにどうしても帰りたいという理由としては、いかにも軽い。だが請求人が取調べの場で現実感を持って気に掛けていた事柄というのは、日常の延長にあるこうした些細な出来事なのだろう。

これが犯行の隠蔽を図る真犯人であるならば、自分に疑いを向けられていることに気付いたからといって、激しく動揺することは考えられない。むしろ殺人犯にされないためにどうしたらよいのかを一定程度予期し、取調べで犯行の隠蔽を図りながら否認し続けることに覚悟を決めて、全力を傾注するであろう。したがって、娘の入学式や盗電工事のことが「どうしても帰りたい」と感じるほど気がかりな事柄になるとは思われない。

さらに指摘すると、真犯人ならば後の公判で、取調べ時に気がかりになっていたことを問われた際に、こうした犯行に直接関わらない些細な事柄を挙げる可能性は極めて低いだろう。

このような公判供述を、第三者の視点から距

離を置いて眺めている限り、請求人は取調べの各時点で目先の事柄にばかり着眼しているようにしか見え、合理性に欠けた行動に見える。だがこのこと自体が、請求人が「娘の入学式」や「電力量の検針日」といった日常生活の範囲内にのみ意識を向けていたことを示唆しており、殺人事件の犯行やその後の刑罰に関してリアリティを持っていなかった可能性が多分に窺われる。

しかも4月1日というと、請求人が本件によって妻を失ってからまだ4日しか経っていない。各家庭では近親者を亡くして葬儀を出したり、入院した家族の看護に駆けつけたりしている一方で、犯人はまだ見つかっていない。いったい誰が犯人なのか皆が疑心暗鬼にもなりかねない状況の中で、連日にわたる警察の取調べにも応じなくてはならないし、それらを報道するマスコミが取り巻いている状況もあっただろう。

こうした非日常的な対応を強いられる日々が続く中で、請求人も少なからず心身ともに疲労していたと思われる。このような状況にあって、請求人は娘の入学式や電気工事のことを気にかけて「今日はどうしても帰りたい」と思っていたのだという。ところが4月1日の取調べでは、夕食の注文を取りに来たり、宿屋に泊まって行けと言われたりしたことで、思いがけず自分が犯人として疑われていると感じ、動揺したものと思われる。

（3）疑われることを予期していなかった

請求人が、犯人としての嫌疑を自分に振り向けられたことによって、これだけ動揺するということは、逆によもや疑われるとは予期していなかったということを示唆している。その結果、請求人はB犯人説を持ち出すに至ったのだとして、次のような供述をしている。

* 4月1日にあなたがそういう嘘を言った一見でもない妻が毒入れをしているのを目撃したとか、あるいは事件よりも前にニッカリンがなくなっていたという嘘の供述をしたのは、なぜですか。

まあ、私が警察官に疑われているように感じたわけです。それで私がやっていないことを分かってもらいたいために嘘を申しました。

(中略) その自分が疑われているというのは、どうして感じたんですか。

1日の夕食をとると言うた時に私に泊まって行けと言うたりしたんです。それで、調べ官が夕食を自分の分まで頼んだりして、それで私は妻だけのことやってら泊まって行けとは言われないうと思て、泊まって行けということは私が疑われているのかなと思ました。

(1986年7月15日・第5次再審請求審48, 51)

* この4月1日にあなたは「妻が犯人だ」という妻犯人説を言い出したわけですね。

はい、そうです。

(中略) 前回、あなたが「妻が犯人だ」と言い出したのは、自分が疑われているように感じたというのがきっかけという風に述べられているんですが、自分が疑われているという感じは、警察官のどういう質問について自分が疑われているように感じたんですか。

…夕食を注文されたりしたわけです。つまり午後の調べはまだまだかかると、容易に帰れそうもないと、そのことですか。

はい、「今晚泊まって行け」と言われたし…。

(中略) 「泊まって行け」と言ったのは、その夕食の前ですか。

もう、2時半か3時頃、警察の用務員さんが夕食の注文を取りに来たんです。

(1986年8月28日・第5次再審請求審119~127)

さらに4月1日は警察官が自宅にやって来て、一晩中監視される状態にあったという。

* (4月1日の) 帰りはあなた1人が、警察官2人に付き添われて帰って来た。

はい、そうです。

警察官はどうしましたか。

私と自宅に帰ると、一緒に家の中に入って来。入って来ました。入って来て、小縁があってその火鉢の所で、私が夕食を食べる間火鉢の所で座ってました。そんで私が私の居間、寝室へ、長女やらNの母親が寝ている所へ、私も寝ようと思て行ったら、枕元に付いて来て、その寝室の戸を開けとけと言って、そこで1人浜部長さんが座って、私の監視して見てました。

その夜は、その2人の警察官はあなたの家にずっといたんですか。

はい、朝まで。朝もずっと。

あなたはずっと監視を受けたんですか。

はい、そうです。便所へ行くのも、便所へ付いて来ましたし、便所の戸を開けとけと言って、便所をする間戸を開けとかないかと言って、浜部長さんが。

大便所の扉を開けたまま便をしると。

はい、そうしろと言って。

(1986年6月12日・第5次再審請求審300~304)

請求人は自宅に帰ることを希望していたものの、警察官2人と共に帰宅した後も、このような監視状態が続いたという。帰宅してゆっくり

休むどころか、さらに精神的に追い詰められたであろう。しかも義母からはB犯人説を巡って怒られ、また盗電工事を人に知られないうちに元に戻すこともままならず、娘の入学準備も進まないうちに、翌朝の取調べを迎える（1986年7月15日・第5次再審請求審82, 85）。こうした経緯から請求人が自白に至った経緯を鑑みると、一見些細なことに見える日常の事柄に請求人の関心があり、本件の犯人であれば抱いていたであろう心情とは遠く隔たっていることが分かる。

（4）取調べの各段階で、些細に見える理由を挙げている

請求人は自白に落ちた後、具体的な犯行供述を求められていた。購入したニッカリン容器をなぜ川に捨てたと述べたのかについての公判供述は、Ⅳ－2（1）：p.76で前述したとおりであるが、その時点で請求人が抱いていた思いを垣間見せる箇所が、以下の供述にあるので再掲する。

*しかしあなたがこの事件を仮にやったということを言ったとしても、何もこの瓶を川に捨てたということを言う必要がなかったんじゃないですか、なぜそういうことを言ったんですか。

それは瓶がなかったで、それからまた家の方へ行って、こういうことを言ったら、親が心配すると思ったから、流したと言えば終わりだと思って。

（1969年7月4日・控訴審公判調書289）

請求人は、虚偽と知りながら犯行供述を展開せざるを得なくなった。ニッカリンの瓶の処分場所を語るにあたって、「川に流した」と言えば、それ以上取調官から追及されないようにと考えながら供述したとのことであった。

同時に請求人は、「こういうことを言ったら、親が心配すると思ったから」と述べている。ここで「こういうこと」が何を指し示しているのか明確ではないが、「家の方へ行って」とは、警察が自宅を捜索することを表していると考えられる。ということは、請求人がニッカリンの瓶の処分場所として自宅やその周辺を挙げると、警察に家宅捜査されてさらに親が心配すると思えながら、供述していたことがわかる。

これを第三者の立場から俯瞰すると、自ら犯人であるという立場を取るの方が、家宅捜索を受けることよりも、よほど家族に心配や迷惑をかける事柄である。請求人が「家宅捜索によって親が心配すること」を気にかけるのであれば、むしろ否認を通すべきではないかと思われる。

だが次の3点の理由から、親に心配をかけまいとしていたとしても、否認には戻れなかったと言っていることができる。まず請求人は否認しても聞き入れてもらえない状況から自白に落ちており、犯行を行なったという前提ですでに取調べが進められていたこと。また、これまでの請求人の公判供述の特徴から、局面ごとにやや場当たり的とも言える対応を取る傾向が見られること。そして何よりも請求人の置かれた状況が、前後の見通しを欠かざるを得ないほど精神的に追い詰められていたことが挙げられる。

このように、請求人は一旦自白に落ちた後の犯行手順を述べざるを得なくなった局面において、当面取調官からそれ以上追及されまいと考えて、ニッカリンの瓶を「川に流した」と述べているが、それと同時に自宅に捜査の手が及んで親が心配する様子を思い浮かべ、それを回避しようという思いも抱いており、各局面で最も重大な事柄ではなく、むしろ瑣末な事柄に拘泥しているように見えなくもない。

これまで検討してきた請求人が自白に落ちる

までと、犯行供述を語って行くといういずれの局面においても、その都度最も重要というよりも、一見些細に見える事柄を気に掛けていたことになる。

こうした経過を、前節(5)で掲げた自白に至った経緯(p.90)に対応させると、(a)取調べ当初の否認していた時期には、夕食を注文されて「宿屋に泊まって行け」と言われたことが、請求人を動揺させて(b)Bに対する疑いを口にする契機となっていた。

また、(c)B犯行説を述べたことによって、取調官から「Bと同じ罪である」と言われ、また報道等によってB犯行説が義母に伝わることによって、「もう子どもの面倒を見てやらない」と言われたこと、および娘の入学準備を進めていなかったことや、現実に行なった盗電工事が気がなくなって、ついに(d)「私がやりました」と自白に落ちる契機となっていた。

さらに自白に落ちて以降も、(e)犯行手順を述べる時期には、ニッカリンの瓶の処分方法について、これ以上取調官から追及されない場所、しかも親が心配しないようにと考えて、「川に流した」と供述していた。

つまり自白する前の時点では、予測していなかった自分に対する疑いに動揺して、Bへの疑惑を口にし、促されるままにニッカリンの混入を目撃したかのような供述をしてしまう。また自白に落ちる時点、すなわち複数の殺人に及んだ犯人であるかどうかを追及されている局面で、気にしていたのはB犯人説に怒った義母のことや、子どもの世話、娘の入学式準備、盗電工事の処理だったというのである。さらに自白後もなお、家宅捜索で親に心配をかけまいと気に掛けていたことになる。

これがもしも真犯人であれば、自分が疑われることはある程度予測されたであろうし、その場合にどのような対応をして犯行の隠蔽を図る

かも、事前に想定している可能性が高い。自分の犯行を隠蔽するという目的を持ってB犯人説を展開したならば、たとえ「お前も同じ罪だ」と指摘されたり、義母の怒りを買ったりしても、供述を一貫させようとしたであろう。また、何とかして犯人であるとの疑いをかわし、否認を貫くことで頭が一杯になっているはずである。仮に自白に落ちてニッカリンの処分方法を問われたとしても、真犯人ならば「親が心配するから」川に流したと述べることは、(事実その通り川に流したにせよ、別のどこかに処分したにせよ)まず考えられない。

ということは、請求人がB犯人説や自白に陥った契機として述べるこれらの供述は、現実体験していたこれらの些細に見える事柄にのみリアリティを持ちえたのであり、「ニッカリンを用いて殺人を犯した」件については、体験に伴う実感を持ち得なかったことを示唆しており、請求人が実際には本件犯行に及んでいなかった可能性が高いことを示している。

そうであるならば、請求人がB犯人説を持ち出したり、自白に陥ったりしたきっかけとなった諸事実が一見瑣末な事柄であるからといって、請求人の言い分に信頼性が欠けていて、偽りを述べているという見方の方が、無実者の置かれた心情理解からかけ離れており、請求人が犯行の隠蔽を図る犯人ではないかという先入観にとらわれていると言えるだろう。

(5)「言いたいことがあったら裁判所で言え」と言われた

なお請求人が自白供述を続けていったもう一つの理由として、警察官や検察官の取調べが終わっても、まだ真実を述べる機会があると、次のように考えていたことが挙げられる。

*その当時、要するにBがやったという調書が作られたり、その後あなたがやりましたとい

う調書が作られたりした当時のあなたの気持ちを聞きたいんだけど、調書が作られる一調書が作られるというのは先ほど小池弁護士が言ったようにあなたが名前を書いてハンコを押すということなんだけれども、そういうことをやられるとどうなるという風に思っていましたか。

…判を押しても、事実やっていなかったら、まだ聞いてもらえると思っていたました。

（中略）そういう風な思いというのは、いつ頃までそういう風に思っていたんですか。警察や検察官に調べられている途中で「どうも違うようだ」という風に思ったのか、調べられている間中ずっとそういう風に思っていたのか。

ずっと思っていました。

（中略）いっぺん調書を作ってしまうと大変なことになるんだという風に、今は思っていますか。

はい、思っています。

そういう風に思ったのは、いつ頃ですか。

津へ行って裁判になるということを聞いてからです。

（中略）それは、どうして分かったんですか。

起訴状というのが来て、それで裁判にかけられるということを拘置所の職員の人から聞いて、どういうことになるということを聞いたんです。

（中略）それまで全然分からなかった？何とかなと思った。

警察の調べの時には「まだ検事さんの調べがあるから」と言うし、検事さんの調べの時には「まだ言いたいことがあったら裁判所で言え」と言われたもので、そうやって次々と言うもので、最後はどういうことになるということ

は分からなかったです。

（1986年8月28日・第5次再審請求審238～251）

このように、請求人が取調べ段階で犯行を供述している際に、本当のことは裁判所で聞いてもらえると認識していたという主張は、第5次再審請求審で初めて言い出したことではない。1審の段階ですでに次のように供述している。

*（検事の前で述べている）それを途中で、いろいろ調べを受けているに従って、これ以上もう自分は本当のことやないかなと言えやんと言いました。そしたら調べは、また細かい調べで、そういうことは裁判所でもあるんだから、ただ、それなら警察の通り申し上げますと自分は申し上げました。そしたら、警察の通り言わんでもええと言われましたんですけども、そういう調べを進められませんでした。それで自分は警察の通り申し上げて、調べをその時済ましたと思います。自分は、ただ、調べはまだ裁判所の方でもあるんだと思って、自分はこういう知識がないもので、供述調書のようなものは裁判所の方でせられるんだと思って、その時でなきゃ自分は本当のことを受けてもらえないかと、こう思ったんです。そしたら、後で起訴状頂いて、それでも公判だと、拘置監の部長さんからお聞きして公判ということ、わかりましたです。それまでは、また裁判所の方で供述調書を取って調べがあるんだと、こう思って、その時には検事さんの話で、自分は警察のままの供述をしておりました。

（1962年1月17日・1審公判調書423）

請求人の取調べにあたっていた警察官や検察官が、供述調書を取った後に起訴されて公判を迎えるという刑事手続きを理解していなかったはずはない。だが請求人にとって、裁判にかけ

られるというのは初めての経験である。取調べ時点で、今後どれくらいの期間を経て、どのような手続きがあるのかについての知識は何もない。

そこに「言いたいことがあれば裁判所で言え」「そういうことは裁判所でもあるんだから」と言われたら、今は不本意な自白に甘んじていても、本当のことは裁判所の調べで言おうと考えたとしても、一向に不思議はない。

逆に、もしも請求人が「自白してそれが調査に残されると大変なことになる」ということを、取調べ時点で知っていたならば、自白に落ちて犯行を供述することに対して、もっと抵抗を見せたであろう事は、容易に推測できる。

これが真犯人だとすれば、「本当のこと」とは犯行に及んだことなのだから、すでに取調べで順次真実を語っていることになる。そうであれば「これ以上本当のことは言いたくない」という気持ちになることはあるかもしれない。その場合は、取調べの場において請求人の方から「これ以上は否認します」あるいは「黙秘します」と述べることが考えられる。だとすると、取調べ側は「ここで本当のことを言え」と迫るはずである。

だが請求人は「これ以上本当のことでないから言えない」と主張したのだという。真犯人がこのような主張をすることは考えにくい。しかも取調べ側は「ここで本当のことを言え」と迫ったのではなく、「調べは裁判所でもある」「言いたいことは裁判所で言え」と、請求人の言いたい本当のことでなくとも犯行供述を続けるように迫ったことになる。

取調べ側のこのような態度を前にした請求人が、「公判が始まったら本当のことが話せるようになる」と確信していたかどうかは定かではない。だが刑事手続きに関する知識のない請求人は、「裁判所で本当のことを聞いてもらえる」ことに希望を託すことによって、不本意な

自白に踏み切ったことは想像に難くない。そして「裁判所に行けば初めて言い分を聞いてもらえる」と希望を持つことが、虚偽の犯行供述に甘んじる要因にもなったものと思われる。

(6) 尋問者の無理解

本章でここまで見てきたように、請求人は公判で虚偽自白に陥った理由について、体験に基づいてかなりの程度説明しており、その内容についても、詳細部分に事実誤認や変遷はあっても、全体として一貫性を保っていると言うことができる。

一方の取調官は、犯人をぎりぎりのところまで追い詰めたことによって、ようやく自白に落とすことができたとのみ認識していたのだろう。だが請求人と対峙して取調べにあたっていた者ではなく、その後の公判で取調べ状況を尋ねる立場にある者ならば、請求人の置かれた状況をもっと理解できても良いように思われる。しかし公判で請求人が自白に至る経緯について、体験に基づいて一貫した言い分を述べているにも関わらず、尋問者はその多くに納得しない。請求人は自分の語ったB犯人説が新聞で報道されて、「自分が想像したことで言うて、悪かったと思いました」とB犯人説を撤回して自白に陥った経過を語っても、「報道と一致していれば何も悪くないじゃないか」と言い返していた。

こうした尋問者の、請求人が置かれた取調べ状況に対する無理解ぶりについては、IV-3(3)(p.87)でも前述した通りである。

これ以外にも、請求人が語る取調べにおいて追い詰められた心境に対する尋問者の理解の無さは、公判尋問の随所に指摘できる。

* あなたに嫌疑がかかっていると言うけれども、嫌疑がかかる具体的な内容がこれまでのあなたの説明では何にも分からないんだけれ

どもね。夕食の注文をしたと言ったって、さほどの問題じゃないしね。

……………。

（1986年 8月28日・第5次再審請求審502）

請求人は、犯行に及んでいなかったからこそ、自分に嫌疑の矛先が向けられることを予想すらしていなかった。そうであるから警察の用務員が夕食の注文を取りに来たことで、初めて自分が疑われていると感じ、動揺や焦りを感じたと捉える余地があることは前述した。

上の尋問以外にも、請求人の置かれた立場を理解せずに疑義を呈している公判尋問の例は、次のようなものである。

*（盗電工事のことは問題だという）そういう認識があったのに、なぜ山川部長に打ち明けたのかということです。

ともかく内々に外してやろうと言うてくれたんで、外してもらえと思いました。連絡してもらえと思いました。

（中略）だからあなた自身が重大問題だという風に感じていたのに、なぜ警察官にそのことを打ち明けたのかということを知っているんです。

そんな警察官に聞くまで、面子に関わる位の程度で、簡単に思うてました。

（1986年 7月15日・第5次再審請求審153～155）

ここで尋問者（弁護士）が問うているのは、取調べ時に請求人が気にしていた盗電工事のことを、なぜ自ら警察官に述べてしまったのか。盗電工事は問題だという認識があったのなら、警察官には何も言わないまま配線を元に戻そうとして然るべきではないかという趣旨であろう。

請求人が「犯行についての供述よりも、盗電

工事のことが心配でたまらなかった」と述べたために、ここで尋問者は「盗電工事のことを、本件犯行供述に匹敵するほど重大問題と認識していたのならば、それは隠蔽しようとするはず」と捉えて、請求人に対して疑問をぶつけたのだろう。それに対して請求人は、問題だという認識はあったが、それほど重大問題として捉えていなかった旨の応答をしている。

尋問者の疑問に沿ってさらに考えるならば、「盗電工事をそれほど重大なこととは思っていなかったのならば、なぜ本件の自白という重大な供述に至るきっかけになったのか」ということになる。

だが請求人にとって、気がかりではあっても簡単に考えていた盗電工事だったからこそ、自ら警察官に相談したのだろう。しかも盗電工事は「現に工事やってあるし、もうどうしようもないと思いました」（1986年 7月15日・第5次再審請求審公判質問調書148）が、それに対して本件犯行は「やってないもので、後で調べてもろうたら分かってもらえと思いました」と述べている。

ということは、請求人にとって、盗電工事は現実にやっているし、問題だという認識をした「のに」取調官に申し出たのではなく、現実にやっていて問題だと思った「からこそ」、取調官に申し出たものと思われる。

そうであれば、尋問者の問いかけは、ここでも請求人の置かれた心情をくみ取れないままに発せられたものと言わざるを得ない。そして、以下のように公判で「なぜ虚偽のB犯人説を述べたのか」「なぜやってもいないのに自分がやったと述べたのか」「なぜ虚偽の犯行供述を続けたのか」という趣旨の尋問を、何回となくくり返すということは、尋問者は、取調べ段階に請求人が虚偽供述に陥った理由を一向に理解できずにいることを反映しているのだろう。

〈B 犯行説に対して〉

* しかし (B が) ぶどう酒の中に小瓶で入れるのは見てないのですね。

はい。

間違いないんですか。

はい。

何のためにそういうことを言ったんですかね。

……………。

(1969年 7 月 4 日・控訴審公判調書1090～1092)

* どうしてそういう (B が小瓶でぶどう酒に入れるのを見たという) 嘘を (4 月24日の否認時にも) 言ったのか。

……………。

(1969年 7 月 4 日・控訴審公判調書1095)

* どうして (B が) 入れているのを見てもいないのに、入れてるのを見たと言ったのですか。

……………。

(1969年 7 月 4 日・控訴審公判調書1078)

〈虚偽自白に対して〉

* それじゃ、もし B がやってないんだったら、B はやってないんだ、そういうことを言ったのは嘘なんだと言えは済むんじゃないですか。何もわざわざ自分がやったということを言わなくてもいいんじゃないですか。それはどういうわけですか。

……………。

そうでしょう。自分はやってません。B がやったようにこの前言ったが、嘘です。B は犯人じゃありません。と言えは済むのを、それをわざわざ私がやりましたと言わなくてもいいように思うが、何のためにそういうことを言ったのですか。

……………。

(1969年 7 月 4 日・控訴審公判調書1081, 1082)

* どうですか。何のために (自分がやったと) そういうことを言ったのですか。幫助にしても、全然やってなきゃ、やらんと言えればいいわけでしょう。自分がやったということを使う必要はないでしょう。

(1969年 7 月 4 日・控訴審公判調書1086)

〈虚偽の犯行供述に対して〉

* こういうこと (C と出てきたところを B に見られる) は、覚えがないことはないでしょう。あったんですか、なかったんですか。

2 人で出て来たことは…自分ではないという記憶です。

それじゃどうしてこんなことを言ったのですか。何のためにこんな嘘を警察で言ったのですか。

……………。

何もこんな嘘を言う必要はないじゃありませんか。

……………。

(1969年 7 月 4 日・控訴審公判調書1110～1112)

* (中略) ちょっとさっきと違うじゃないですか。さっきは、母親と一緒にエプロンを脱がせる前、しかも足を布団に入れた時に手にさわったと言っている。どちらが本当ですか。

後です。脱がす前が本当です。

どうして検察官の時にはそういうことを言ったのか。

……………。

何もこういうことは嘘を言う必要はないことでしょう。

……………。

どういうわけでこういうことを言ったのですか。

……………。

どうですか、その点は。

……………。

（1969年7月4日・控訴審公判調書1122～1126）

このように尋問中にも頻繁に見られる請求人の置かれた立場に対する理解の乏しさは、虚偽自白がなぜ引き起こされるのかについて、一般に理解されにくいことも示しているのだろう。つまり、「やっていないのなら、なぜ否認を貫かなかったのか」という尋問に集約される。

そして、「やっていないのなら、なぜ否認を貫かなかったのか」という問いかけをくり返すということは、裏を返すと控訴審当時の裁判官は「自白したからには、やっているに違いない」という認識を持っていたのだろう。だが無実者が虚偽自白に陥ったことが後に明らかにされた事案は幾例もあり、現在では虚偽自白とは決して例外的で特殊な事例ではないことが少しずつ知られるようになってきている。

控訴審から15年以上を経た第5次再審請求審でも、「なぜ事実に反する供述をしたのか」と請求人を問い詰める尋問が多数見られるが、同様の趣旨の尋問でも「なぜ事実に反する供述があるのか」「どうしてこのような調書になったのか」という問いかけ方も、以下の如く散見される。

〈なぜこういう調書になったのか〉

* どうして、そういう正確じゃないことが書かれたという風に思いますか。

（1986年6月12日・第5次再審請求審38）

* どうしてこういう記載になったか分かりませんか。

（1986年6月12日・第5次再審請求審201）

* なぜこういう風に記載されているか。要するに、これは嘘というか、事実ではないことで

しょう。

（1986年7月15日・第5次再審請求審112）

* こういう事実と違うことが調書になっているのは、なぜですか。

（1986年7月15日・第5次再審請求審116）

〈なぜこういう供述をしたのか〉

* どうして、そういう供述をしたんですか。

（1986年7月15日・第5次再審請求審122）

* なのにどうしてそんな嘘付いたの。

私の思い付きだったと思います。事実と違います。

どうしてそんな思い付きを言うんですか。

……………。

（1986年8月28日・第5次再審請求審356～357）

* なぜそんな（Bが毒を入れたという）嘘言ったの。

私が妻がやったと言うたもので、それなら妻がやったやり方を言えと言われたんです。それで私もそれで言うわけです。

（1986年8月28日・第5次再審請求審446）

* （中略）警察官から言われたところで、あなたが奥さんを疑っているんだったら、またその根拠があるんだったら、それを言えばいいじゃないですか。なぜ、誇張した嘘を言うんですか。

……………。

（1986年8月28日・第5次再審請求審500）

* なのに、どうして「私が入れました」という嘘の自白をするんですか。もう1回整理して聞きたいんだけどね。

（1986年8月28日・第5次再審請求審521）

* どうして自分が殺したんじゃないのに自分が殺したようなことを言ったのはなぜかということなんです。

……………。

どうして自分が人を殺してないのに、「私がぶどう酒に毒を入れました」と言って嘘を付いたんですか。

(1986年8月28日・第5次再審請求審524～525)

公判の時期と場所を変えても相変わらず上に見るような尋問が度重ねられるということは、「どのような状況が虚偽自白を引き起こしているのか」、そのメカニズムについて故意にわかっていないか、そうでなければ、無知であるにも関わらず請求人から取り調べ状況について知ろうとする姿勢に大いに欠けたまま、「無実者が自白するはずがない」という強固な思い込みを抱いていることを、まざまざと見せ付けていると言わざるを得ない。

(7) 嘘に対する請求人の認識

公判で「やっていないというのなら、なぜ自白したのか」と、虚偽自白に関する自らの無知と思い込みを晒しながら問い続ける尋問者は、同時に請求人に対してしばしば「なぜ嘘を付いたのか」とも問うている。

嘘とは「本当でないこと」を意味する。だが「本当でないこと」だけではなく、本当でないと知った上で「意図的に語る」という意味が含まれることがある。もし「意図的に嘘を付いた」のであれば、その目的は「真実の隠蔽」ということになる。

日常場面で真実を隠して意図的に嘘を語るのは、嘘を付くことによって当人が何がしかの利益を得ようと目論むからである。このため相手を騙して虚偽を語る者は、「うそつき」呼ばわりされて非難される。

ここで、真犯人が取調べの場で故意に「虚偽

の否認をする」ことは、真実を隠蔽して刑罰を免れるという当人の利益につながる行為であり、「うそつき」と言っても問題はない。しかし無実者が「虚偽の自白をする」ことは、これとは異なる。真実を隠蔽していることに違いはなくても、そのことが本人の利益につながらない。取調べにおける追及の苦しさをその場しのぎでかわすことにはなるものの、結局は自分の不利益を招くだけである。

公判供述を検討する限り、請求人が自白に至った経緯は、真実が隠蔽したくて意図的に述べられたものではない。真実の否認をしても聞き入れられず、本意ながら追い詰められて虚偽自白に陥ったというものであった。

こうした状況を語る請求人に対して「なぜ嘘を付いた」と問いかけることは、何を隠したくて、意図的に真実でないことを述べたのかと問うているかのように伝わることもある。

請求人が公判で、「取調べ段階の供述は事実ではない」旨を述べると、「なぜ嘘を付いたのか」としきりに問われている。請求人が「嘘」と言われた際の控訴審時点での反応は次のようなものである。

* なぜ記録にはっきり分かっているようなことまで法廷で嘘のことを言うのですか。

僕は何も嘘は言うなにと違う。僕の言い方が間違っただけだと思います。

(中略) あなたは法廷でもはっきりした嘘のことを述べていますね。

……………。

(1969年7月4日・控訴審公判調書619,620)

ここで請求人は、1審公判で「Bのポケットから小瓶と栓抜きを見つけたことを取調べでは述べなかった」と供述したことが事実と反するのではないかと問われている。

たしかに1審公判では「取調べで自白後は、

わざとではないが、そのことはもう言わなかった」という趣旨を述べている（1962年2月9日・1審公判調書123～128）。だが取調べ段階の供述調書には、Bのポケットから小瓶と栓抜きを見つけたと記してあり、このように記録上明らかなことなのに、どうして明らかに事実と反することを公判で述べるのかを尋問者は問うている。

これまで検討した請求人の応答特性から鑑みると、1審公判で請求人は取調べ段階の供述内容や各局面の経過についてくわしく覚えていなかったにも関わらず、あいまいな記憶のまま、「Bのポケットから小瓶と栓抜きを見つけたことは取調べで言っていないんですね」という尋問に対して「はあ、言ってません」と答えたことが窺われる。あるいは「取調べで自白した後には」言っていないという趣旨で答えた可能性がある。

しかしこうした請求人の供述特性を尋問者は知る由もなく、取調べ段階の供述で述べている内容を公判では否定していたことに目を向け、請求人はなぜ事実と反することを述べるのか、嘘を付くのかを問いただしている。

これに対して請求人は故意に嘘を付いたつもりはなどない、自分の間違いだったのだと述べている。こうした応答の仕方を見ると、控訴審段階で請求人は、「嘘を付いた」と言われることに対して抵抗が強かったことが推認される。

しかし第5次再審請求審になると、以下の公判供述に見るように、尋問者から「嘘を付いた」と言われても否定しなくなり、また請求人自ら「捜査段階の供述は嘘です」と述べるようになっている。

*そうすると、奥さんがぶどう酒の瓶にニッカリンらしき物を入れているのを会場で見たと
いう供述自体は本当ですか。

私は、嘘を言いました。

それは嘘ですね。

はい、そうです。

（1986年7月15日・第5次再審請求審22,23）

*なぜ、こういう風に（妻が相手を見えんようにしたいと申しますので云々）記載されているか。要するに、これは嘘と言うか、事実ではないでしょう。

はい。

事実でないのに、これはあなたが進んでこういうことがあったという風に嘘を言ったのかどうかということですが。

はい、嘘を言いました。

（中略） こういう（お茶の怖い怖い薬があるぞと云ってやった云々）事実と違うことが調書になっているのは、なぜですか。

やっぱり私が嘘を言ったんです。自分のやっていないことを分かってもらおうと思って。妻を疑っていたことで嘘を言い続けました。

（1986年7月15日・第5次再審請求審112～116）

*総会の役員選挙の最中に、あなたはBさんがぶどう酒の中に小瓶から液体を入れるのを見た、という話を捜査段階で、あるいは判決確定前の公判で言い、あるいはあなたの手記の中で書いていることは間違いのないね。

はい。

それはどうなんですか。それは事実無根なんですか。

嘘です。

（1986年8月28日・第5次再審請求審461～462）

このように控訴審までの請求人は、取調べ段階の供述が「事実と反する」と認めていても、それが「嘘である」ことは認めようとしていなかったのに対して、第5次再審請求審になってからは、嘘であったことを自ら申し立てるよう

になっている。

これは請求人が、控訴審までは嘘ということばは、「意図的に虚偽を語る」という意味で捉えていたのが、第5次再審請求審の段階では「事実と反する」という意味で用いるように変わっており、請求人は取調べ段階の供述が「事実と反している」ことを示すつもりで、嘘ということばを自ら用いるようになったものと考えられる。

だが請求人が「嘘を付きました」と述べると、「それではなぜ嘘を付いたのか」という問いかけが相変わらず以下のようにくり返され、請求人の主張の理解につながったわけではない。

*あなたの答にはひとつ飛躍があるんで、もう1回聞きますが、あなたは本件のぶどう酒に農薬は入れていないわけですね。

はい、入れてません。

だから、普通なら「私がぶどう酒に毒を入れました」なんて嘘を付くはずはないですね。

……………。

裁判長

つまり自分が殺したんじゃないのに自分が殺したようなことを言ったのはなぜかということなんですよ。

……………。

(1986年8月28日・第5次再審請求審522～524)

(8) 勘違いや説明不足による供述

請求人が公判でなぜ自白したのか、その経緯や心情を語る内容は、時を隔てた公判間でも比較的一貫しており、虚偽自白の心理に照らし合わせてみても合致している部分が多く見られる。

しかし請求人の主張が、尋問者を納得させることはなかった。ここで尋問者が、犯罪を立証すべき立場にある検察官だけというのであれ

ば、請求人の弁解を容易に受け入れないことは、わからなくもない。だが裁判官や、時にはⅣ－4(6)(p.98)に提示した尋問例のように弁護人ですら、請求人の置かれた心情を理解できない様子を見ると、法曹実務家の中にも「無実の者が自白するはずがない」という強い思い込みがあり、「なぜ無実の者が自白するのか」、その仕組みが一向に理解されていない実情にあることを痛感せざるを得ない。

このような尋問者を前にして、請求人が虚偽自白の過程をいくら体験に基づいて語っても、尋問者の強固な思い込みを解きほぐしていくには至らなかったであろう。一般に虚偽自白というと、嫌疑を受けても一貫して否認することができなかった意志の弱い人物と思われがちだが、実際の虚偽自白の要因は、本人の意志の問題以上に、取調べ状況の側にある。

そして請求人は、自分が置かれた取調べ状況とそれが及ぼした影響を、事後に第三者の視点から距離を置いて改めて説得的に語ることがうまくできていたとはいいがたい。

請求人の取調べ段階の供述に向けて幾度となくくり返される尋問に対し、請求人は単なる「勘違い」「説明不足だった」と次のように答えることもあった。

*どうして、そういう正確じゃないことが書かれたという風に思いますか。

私の説明が足りなかったのか、間違えたのか、はっきり分かんのですけれども、そうじゃなかったかと思えます。私の勘違いだったかも分かんです。

あなたが当時勘違いをしていて、それをそのまま言ったのが調書になったのかもしれない。

はい、そう思います。はっきりしませんが。

（1986年6月12日・第5次再審請求審38, 39）

* どうしてこういう（Zさんと請求人が一緒に公民館に入った後間もなくUさんが来たという）記載になったか分かりませんか。

私のその時の説明の、理解してもらうようにうまいこと、事実のことを説明しなかったんかと思います。

勘違いなのか、説明をしたけれども、うまく説明し切れなかったのか、どちらですか。

説明し切れなかったと思います。（後略）

（1986年6月12日・第5次再審請求審201, 202）

* どうしてこういう風に（火を焚き始めた頃にL子さんが会場に来たと）書かれているか分かりますか。

私の勘違いだったと思います。

（1986年6月12日・第5次再審請求審207）

請求人の供述は要領を得ないために、取調官にその趣旨がうまく伝わらず、そのために請求人の意図しない供述ができあがって行った可能性はあるだろう。あるいは記憶に定かでないことに答えていき、それが事実と反していた可能性もあると思われる。そのようにしてできあがった取調べ段階の供述を、請求人が後に振り返って「説明不足だった」「勘違いしていた」と認識する場面があったとしても不思議はない。

しかし請求人が、「Bがやった」と述べ、あるいは自らの犯行を供述した件については、勘違いや説明不足ということはありえない。請求人自身も、B犯人説や自白そのものについてまでは、説明不足や勘違いによって生じたものという主張はしていない。

ただし、「公民館に誰がどのような順序で入って来たのか」という問題は、請求人が犯行に及んだ時間帯があったかどうかを示唆する状況

証拠に関わる問題である。取調べ側としては、請求人が「自分がやった」と言う限りは、請求人の供述の中から犯行に及んだ状況証拠を引き出そうと意図していたものと思われる。

それに対して請求人がもしも犯行に及んでいないのだとすれば、公民館に入った順序のように瑣末な事柄は記憶に留めていない可能性が高い。また請求人の立場からは、公民館に来た順序が、犯行を示唆する状況証拠固めにつながる事柄だとは認識していなかった可能性が高い。

請求人がこのような認識で、勘違いや説明不足のままに供述が積み重ねられたのだとすると、そのことが結果的に請求人を窮地に陥れる方向に作用した可能性があるだろう。

（9）取調べ時点の供述を、請求人はどう捉えているか

請求人は、取調べ段階の供述が事実ではないと述べるとともに、そのような供述をしたことについて、以下のように公判で謝罪したり、「浅はかだった」と述べたりすることもあった。

* どうしてそんなこと（Bは洗濯もしてくれなくなった）を言ったの。

自分がやったについて、そうして言っ
て、どういうわけとか言われて、自分
はえらい悪いことではございました
けれども、こうなってきた場合にこう
やったと、自分は想像して申し上げま
した。

そうすると、創作みたいなでたらめみたいなところもありますの。

本心から事実を申し上げたことはござ
いませんでした。今になって悪いこと
ではございました。

（1961年2月9日・1審公判調書416, 417）

*犯人にされてしまうのは妻がかわいそうだから、自分が犯人に成り代わろうと、それで自分が犯人だということを仮に警察で言っても、これからいろいろ本当の取調べをしてもらえば、事実がはっきりして、自分じゃないということが分かるだろうと思って、自分だという風になったということですか。

ええ、浅はかな心でわかってもらえ
と思ったわけです。

(1969年7月4日・控訴審公判調書567)

*あなた方の子どもの面倒をNに見てもらうについて、「犯人はBではなくて私だ」と言うとNはあなた方の子どもの面倒を見てくれることになるんですか。

見る・見ないという条件は分からなかったんですが、初めは「見てやろう」と言ってくれたんです。それを私が「妻が犯人やないか」と言ったもので、それを母が聞いて、それから「もう、見やん」と言い出したんで、自分はそうだと思いました。それで、「自分がやった」と言ったら、妻じゃない、自分になるんだから義母も気持ちを取り直してくれて、また元の気持ちに戻してくれるだろうと、そういう浅はかな考
えでした。

(1986年8月28日・第5次再審請求審528)

こうした過去の取調べ時点の供述を回想しながら、当時の心情を「浅はかな考え」と捉えること、あるいは虚偽供述を重ねたことを「今になって悪かった」と述べるということは、請求人が真犯人であるとする考えにくい。真犯人であれば、取調べ段階の供述が虚偽であると主張した際に、その理由として取調べ側からの誘導や強要によって述べさせられたもの、という被害者的な立場を取り続けるか、または錯乱し

ていた旨を述べる可能性が高く、犯行を否認する限りは、「自分は浅はかだった」「嘘を付いて悪かった」と述べることはないと考えられる。

だが請求人は、今にして思うと取調べ時点での供述は浅はかな考えだったと言うのである。請求人が無実者であれば、当時は前後の見通しも失って追い詰められた心境の中で虚偽自白に落ちて行ったのであろう。そうした心境を、後に一定の距離を置いて眺めると、初めて全体の流れを捉え返すことができ、当時の自分を「浅はかな考え」で追い詰められ、最も重要なことを見失っていたと感じているものとして理解することができる。

しかし請求人に対する疑惑が向けられている公判で、謝罪したり、浅はかだと述べることは、虚偽自白をした合理的な理由を知りたい尋問者たちを納得させることには、何らつながらなかったものと思われる。

(10) 虚偽自白の心理を説明することは難しい

これまで見てきた公判供述を見る限り、請求人は当事者として自白した状況を、断片的にはそれなりに説明していると思われるが、取調べ状況も含めて常にきちんと説明できているわけではない。このため請求人の説明に尋問者が理解を示すことはなく、以下のようにさらに質問を重ねる。

* Cさんから、この事件が発生するまで別れ話が出たことは一度もないのか。

はい、ありません。

なのにどうしてそんな嘘付いたの。

私の思い付きだったと思います。事実と違います。

裁判長

どうしてそんな思い付きを言うんですか。

……………。

(1986年8月28日・第5次再審請求審355～357)

取調べ段階の供述の中でも、「ニッカリンの瓶の処分」や「ニッカリンを入れた竹筒」などの、具体的な供述が作られていく過程に関する取調官と請求人のやりとりは、これまでに検討した通り、一定程度再現することができているが、上の供述のように「なんでそんな嘘を付いたの」と言われて、「犯人に扮して、犯人らしく、犯行のストーリーにうまく合わせて行かなくてはならなかった」という状況を語ることなく、「私の思い付きだった」と答えて、さらに「どうしてそんな思い付きを言うんですか」と言われると、もう何も答えられなくなっている。

このように、請求人は事実に反する供述を続けた理由を、取調べ時点のやりとりを具体的に順を追って提示しない限り、供述に至った経緯をうまく概括的に説明できないことが多い。実際に体験していない者が、虚偽自白の状況を理解することは困難であるし、体験した者でも、体験していない者に対して取調べ状況を説明するのは困難であろう。

以下の公判供述は、請求人に取調べ当時の様子を具体的に聞き出そうと、記者会見時のお詫び文が4月3日付供述調書に添付された経緯を尋ねたものである。

*この書面が4月3日付の供述調書に添付されているんですが、どういう経過で添付されたか分かりますか。

……………。

要するに、私が聞きたいのは、これは記者会見用に「この通りに述べよ」と言われて、あなたが辻井に教えてくれた通りに書いたものでしょう。

はい、そうです。

それがなぜ、この供述調書にくっ付けられることになったのかということです。

初め、新聞記者の会見に行く時には、

この「お詫び文」とか名前も何も書かなかったんです。それで、記者会見が終わって帰って来たら「ここに書いて、名前を書いて判を押せ」と言われて…、それだけ覚えているだけで、後は、どうして添付とか、そういう風にされたか、ちょっと分かりません。

（中略）同じく4月3日に岡田徳夫という警察官から弁解録取書という書面を作ってもらったことを覚えていませんか。

もう、この3日の晩は調べがずうっと続いて、そういうものを見せてもらって指印を押したようにも思うし、何が何やらははっきり分からんです。まあ、逮捕状ということは言われたら記憶に残っておるんですが、何が何やらさっぱり、頭が混乱してしもうて記憶がその時でもなかったです。

（1986年7月15日・第5次再審請求審339～344）

請求人によると、記者会見用に作成したお詫び文は、記者会見が終わってから、表題と名前と指印を押したのだという。このように、取調べにおける具体的なやりとりに沿って質問すると、請求人は思い起こすことがある。

だが、請求人が逮捕される時点で弁解録取書に指印を押した経過については、深夜から未明に及ぶ取調べの中で、「頭が混乱した状態」だったのだという。

上の例のように、請求人が精神的にも混乱した状態であった局面については、取調べの詳細な経過を再生するのが困難で、公判で説明することができなくても不思議はない。

以下の例は、請求人の公判供述が、取調べ段階の調書と矛盾することを指摘された時の、控訴審段階の請求人の反応である。

*君が署名した前に、弁護士さんは未だ頼んで

いませんが、そのうち考えます、とまで書いています。これでもわからんか。

……………。

検事も言わんことを書いたのか。

すみません。自分がうっかりしていた
と思います。

(1969年7月4日・控訴審公判調書813～814)

*君は、警察や検察庁では、Bは酒に強い方で、3合ぐらい飲めるという趣旨のことを述べているんだが、そういうことを言った覚えはないか。

……………。

その点はどうか。

……………。

どうですか。

…記録にございますのやったら、自分
が忘れていたと思います。

述べたと思うか。

はい。

(1969年7月4日・控訴審公判調書819～822)

請求人は、ここまでの尋問で、自分の立場からの認識を、記憶があいまいなままでも、比較的自由に供述していた。ところがその内容は、取調べ段階の供述としばしば食い違っている。この点を、供述調書を前に問いただしたところ、請求人は「うっかりしていた」「忘れていた」と調書の記述の方が正しいと認める発言をしている。

一方、第5次再審請求審になると、請求人の供述に対する疑問を提示されても、自らの立場から応答し、わからないことにもはっきり「わかりません」と答えている。

*お巡りさんが2人泊まった、しかしそれは4月2日のことだからね。Bが犯人だという話をした後、お巡りさんが泊まったわけだから、

お巡りさんが泊まったということはB犯人に関して嘘を付く理由にもならない、あなたに嫌疑がかかっているという理由にもならない、どうも分からないんだけどね。

私は、そう思いました。

*現在では、犯人がBさん以外に、具体的に誰彼が犯人ではなからうかという疑わしい人物はおりませんか。

私には、そんなこと分かりません、それ以外には。

(1986年8月28日・第5次再審請求審503,504)

*そうすると、2日の段階では（盗電工事撤去の連絡を）「間違いなくお前の家族に連絡してやるよ」と、山川さんは承知したわけではないんじゃないんですか。

いや、文章からはそうなるか知らんが、自分としては、2日の日に口で頼んだ時に、相談はせんらんけれども、もう、これでやってくれるもんだと信じていたわけです。

(1986年8月28日・第5次再審請求審560)

*警察でそうやって（Uは）「Bさんから頼まれたんじゃないくて、Mさんから頼まれて私がぶどう酒の栓を開けたんです」と言っておきながら、その日、調べが終わってあなたに「Bさんに頼まれて開けたんです」なんて言うわけじゃないじゃないですか。

そんなことは私に分かりません。

(1986年8月28日・第5次再審請求審486)

こうした第5次再審請求審時点の請求人の応答は、その内容が正しいとは限らない。また、尋問者が疑問を呈している内容を請求人が必ずしも理解していない可能性がある。

だが、それでもわかったような振りをして、尋問者の問いかけに迎合することもなく、少な

くとも自分の立場から認識している内容に基づいて一貫した主張を試みるように変化してきたものと思われる。

同様に、以下でも請求人が公判で矛盾点を問われても、当事者としての心情を主張している。

*（中略）逮捕されて警察官に10回ぐらい、検察官にも2～3回「私は犯人じゃないんですよ」という話をしたということなんだけれども、これは本当ですか。

はい、本当です。

だけれども、これもあなたがBをかばって「自分がやったんだ」と言っておきながら、「私が犯人じゃありません」と言うのと、どうもうまく説明がつかないんだけど。

それは、初めは妻のことをかばったら子どもを見てくれると思いました。それでも私は本当のことを警察で調べ官に言うてもZとのいきさつ、Uの言うたことやら、こう言うてるということを言われるんです。それで、また一時はそう思うたけれども、後になって、やっぱり本当のことを言うことが自分の家族のためだと思い直すようになりました。

そこで、一つ矛盾があるんだけど、あなたの鈴木弁護人に対する供述では警察官にも検事にも嘘の自白調書を取られても、いずれ調べ直してくれると思っていたんで、起訴されるまではそういう風に思っていたので、嘘の自白をしても心配しなかったという趣旨の話をしているね。

はい。

起訴されるまでそういう風に思っていたんだったら、途中で何回か「いや、私はやっていません」なんて言うはずもないんじゃないんですか。

…いや、それもそうですけれども、自分としては、そういう風に言わなければならなかったんです。言うて聞いて欲しかったんです。

（1986年8月28日・第5次再審請求審575～578）

最後にもう一点、拘置中の請求人の心情を垣間見せる公判供述を提示する。

*あなたは先ほどから聞いていると、警察や検察庁で自分がやったということを言っておいても、裁判になれば自分の身の潔白が晴れるだろう、だから嘘を言ったんだと、こういうことを言ったね。

はい。

（中略）潔白の身になるということであったのなら、何も網を入れたり遺書を書いたりする必要はないじゃないか。

…それがまた、運動の時、あんなものなんぼシロになっても長いことかかるとか聞いた時に、フワツとするんです。

誰に聞くんですか。

看守さんなんかと言われることがあるのです。長いことおらんならんぞとか、そういうことを言われるのです。それでそう自分は信じていても、長い生活で神経的にフワツとなったりするのです。変わるわけです。

（1969年7月4日・控訴審公判調書978～981）

請求人が取調べ段階で自白に落ちた要因の一つは、「裁判になれば自分の言い分を聞いてもらえる」と言われたことだったという。だが裁判の経験のない請求人が、「公判の調べで初めて本当のことが言える」と確信を持っていたとは、必ずしも言えない。むしろ請求人は、そのように思うことで、取調べ段階の不本意な供述

を続けることにも耐えようとしていたと思われる。このことは「裁判で身の潔白が晴れると信じていても、思いがけず長期間を要することを知って希望を失いかけ、精神的に不安定になる」旨を述べている上の供述からも窺い知ることができる。

Ⅳ－5 虚偽自白の心理

(1) 虚偽自白に落ちる諸要因

本節では、虚偽自白がもたらされる要因を心理学的に解明した「自白の心理学」の知見を提示し、本件請求人が取調べ段階の供述に関して語る公判供述が、自白の心理学と照らし合わせて、妥当なものであるかどうかを検討する。

自白の心理過程を克明に検討した浜田(2005)は、人が虚偽自白に追い込まれていく際の取調べ状況の要因を挙げている。その主なものをまとめると以下のように列挙することができる。

- ① 日常生活からの遮断、情報の遮断
- ② 食事、排泄、睡眠などあらゆる基本的生活にわたる屈辱的処遇
- ③ 精神的・肉体的疲労、健康への無配慮
- ④ 弁解しても聞き入れてもらえない無力感
- ⑤ 時間的展望の欠如
- ⑥ 捜査官への両価感情

①や②の日常生活からの遮断や生活面での管理は、逮捕されれば必ず伴うが、請求人がB犯人説や自白に落ちた時点では、まだ任意の捜査だったと思われるかもしれない。

しかし請求人の述べるところによれば、「どうしても帰りたい」気持ちを持っていたにも関わらず、捜査官から夕食を注文されたり、「宿屋に泊まって行け」と言われたりしたことで、追い詰められたという。また取調べ時間は逮捕前の時点で長時間に及んでおり、しかも自宅に警察官が上がりこんで、寝床や便所でも監視状態にあり、任意性を疑われる状態にあったとい

う。

ということは、請求人が逮捕される前に、すでに請求人の生活は事実上監視、管理される状態に置かれていたことになる。

また請求人が妻Bを本件で亡くし、葬儀の準備やそれに伴う親族への挨拶等に追われて、請求人は心身ともに疲労が蓄積していたと思われるが、それに対して配慮されたわけではなく、むしろ長時間にわたる取調べが連日行なわれていた。ということは、③健康への配慮にも欠けていたとすることができる。

さらに請求人が本当のことを言おうとしても聞き入れてくれなかったという取調べ状況は、本章でこれまで述べてきた通りである。請求人は④弁解が聞き入れてもらえない無力感を覚えたであろうことは容易に想定される。

このほか請求人は、取調べがいつまで続くのか、これからどのような手続きがあるのかという取調べに関する知識が乏しかったことが窺われ、「こうした状態がいつまで続くのか」という⑤時間的展望を持てないまま、厳しい追及を受け続けていたものと思われる。

取調べを受けている捜査官に対しても、逮捕勾留によって日常生活を管理・支配されている限り、敵対し続けることは困難である。その上請求人は、盗電工事の事後処理を警察官に依頼している。請求人がお願いしたことによって、たとえ弁明は聞き入れられなくても、「捜査官に世話になっている」という感情を抱かざるを得ないだろう。実際に請求人は公判で次のように述べている。

*それまでに電気工事のことが心配で「うちに連絡してくれへんか」と言うて山川部長さんに打ち明けたんです。そしたら「お前がこれから俺の言うことを聞くんやったら、ちゃんうちに連絡したろ」と言うてくれたんです。それで、その電気の方が大事やと、も

し、ばれたら困ると思いましたが、それで、言うことに従ったわけです。

（1986年7月15日・第5次再審請求審135）

もしもここで請求人が述べた「電気工事の連絡と引き換えに、捜査官の言うことに従った」ということが事実であるならば、取調べの場で利益誘導や取引があったことになる。実際に請求人は盗電工事の連絡を依頼することと引き換えに、犯行供述を行なったかどうかはさておき、請求人の心情として、「捜査官に世話になっている」という思いを抱いたであろうし、そうであるならば、請求人の弁明を聞き入れてもらえなくても、捜査官に対して徹底して敵対することは困難になったことが予想される。

なお取調べを受けた後、請求人宅に警察官2人が泊まり込んで監視されたことについて、1審公判で請求人は次のように供述している。

*君の前のこの法廷における供述で、その時は警察官が君の家に泊まったように述べておった記憶ですけれども。

ええ、その日は自分は帰ると言うたから送ったろ言うて、送ってもらって家へ入って来てくれたんです。それで、これで何してくれますか言うたら、また、新聞記者なんかが家へ入ってはいかんから、いえ自分としては、もう戸さえ閉まったら、新聞記者の人は全然、入らないんですと言うたんですけれども、家に朝まで居てくれました。

（1962年1月17日・1審公判調書633）

このように請求人は、取調べを終えて帰宅後も警察官が家に上がり込んで、一晩中監視されたことを、「入って来てくれた」「朝まで居てくれた」と、まるで有難がっているかのように述べている。

だがその実態は、寢床や便所に至るまで監視され続けていたのであり、実際に請求人は盗電工事の配線を元に戻そうとしていたが、それも叶わなかったという。そうであれば、請求人にとって警察官が自宅に上がり込んで居座ることは、迷惑以外の何ものでもない。

それにも関わらずこのように述べるということは、請求人は1審公判段階になっても、自分を不本意な自白に追い込んだ取調官を敵視し切ることができなかったことを窺わせる。そうであれば、取調べ段階ではなおさら、「弁明を聞き入れてもらえない」一方で、「世話にもなっている」という⑥捜査官への両価感情を抱いていたものと思われる。

このように請求人の置かれた取調べ状況は、ここで検討したように一般に虚偽自白に陥る諸条件のいずれにも該当していると言えることができる。

（2）自白への転落過程と、自白の展開過程

なお虚偽自白のプロセスにおいて特徴的なのは、「自白への転落過程」を経てから、その後「自白の展開過程」を辿る点にある。

これについては請求人の公判供述の中に、2つの局面を分けて的確に述べている箇所がある。

* どうして自分が人を殺してないのに「私がぶどう酒に毒を入れました」と言って嘘を付いたんですか。

それは、私が「妻がやった」と言っただけでNの母が「子どもをよう見やん」とか言うし、それから私も「妻がやったんじゃないか」と言うたもんで殺人幫助だと言われたんです。それで、もう自白したもんで、その人を殺すとか、ニッカリンを入れたとかいう段階は後のことだと思うんです。た

だ、自分はやらんのに「やった」と言
って自白しただけで。

(1986年8月28日・第5次再審請求審525)

ここで尋問者は「自白への転落」と「自白の展開」の2局面を区別することなく、「なぜぶどう酒に毒を入れたと嘘を付いたのか」を問うている。それに対して請求人は、「自分がやった」と自白したのは、義母から「子どもの面倒を見ない」と言われたことが要因となっており、その時点までは「自分はやらんのにやったと言って自白しただけ」と述べている。そして、犯行に関して具体的に供述をする段階は、「自分がやった」と言った後のことだと述べている。

これは虚偽自白のプロセスを見事に表現しており、虚偽自白に陥った者ならではの、体験に基づいた供述過程を語ったものと見るができる。

以上、請求人の公判供述を通じて見た、請求人が自白に至った経緯に関する説明は、尋問者を納得させることはなかったが、その心情についての供述は比較的一貫しており、また虚偽自白の心理過程に合致したものと言うことができる。

【小括4 自白経過に関する請求人の公判供述は、真犯人によるものか】

Ⅳでは、請求人が虚偽であるという取調べ段階の供述がどのように生じたのかに関して、請求人の公判における説明を通じて検討した。特に「なぜB犯人説を持ち出したのか」「なぜ自白したのか」「なぜ具体的な犯行供述が形成されたのか」に関する公判供述を中心に、取調べ時点の請求人の心情や意図が、犯行の隠蔽を図っているとみなせるか、それとも無実者の虚偽自白過程とみなせるかを検討してきた。

◆請求人が取調べ段階の供述の形成過程全般に

おいて主張する内容は、概ね次の3点である。まず請求人が「やっていない」という真実を言っても聞き入れられなかったこと。このため「自分がやった」と述べてからは、自分からも想像を駆使して犯行手順を供述したこと。さらに取調官からもたびたび示唆を受けることによって、犯行手順に関する供述が形成されたことである。

ここで請求人は、取調べ段階の供述が「取調官から一方的に押し付けられた」と語っているわけではない。逆に「自分から進んでB犯人説や、自らの犯行供述を行なった」と語っているわけでもない。犯行手順を供述するにあたって、取調官から「そうやない、こうや」などと示唆を受け、現実に合わせてようと苦しみつつ、想像をめぐらしながら供述したのだという。

真犯人が自白するのであれば、体験に基づいて自発的に犯行手順を語れるはずである。また犯行の隠蔽を図る真犯人が公判で否認して冤罪被害者を装うのであれば、取調べ段階の自白に対して、取調官からの強要や自分の精神的混乱に起因させる可能性が高いと思われる。

◆そこで、具体的な犯行供述の形成過程に関する請求人の公判供述を検討した。

犯行に用いたとされる竹筒に関する供述が形成された過程について、請求人は次のように述べている。取調官から後に証拠が残らない物として竹とか木があると示唆され、請求人が竹を使ったと言うと、取調官が請求人宅から女竹を見つけ出して来た。だがそれらの女竹はひび割れて、容器として使用できない状態だったという。そこで捜査官は、竹を扱う店に行って、「油抜きをすればひび割れずに長持ちする」ことを調べて来て、請求人に「油抜きしたのか」と尋ね、請求人はこれを認めることによって、犯行供述が作られたという。

こうした請求人の第5次再審請求審での主張は、1審や控訴審で竹の油抜きの目的について

思い出さなかった様子と符合し、「ニッカリンを入れる容器に油抜きをした女竹を用いた」という犯行供述が、取調官の主導で形成されていたことを示唆している。

◆この他にも、ニッカリンの入った瓶の処分に関する供述は、「川に流したといえば、それ以上追及されないと思った」と述べている。あるいは、公判尋問で「竹筒をジャンパーの右ポケットに入れた」という犯行供述は、「酒瓶をジャンパーの右裾で巻いて運んだ」という供述と矛盾する点を問われると、請求人は「自分はそこまで考えてません」と答えている。こうした点は、犯行の隠蔽を図る真犯人の供述としては捉えがたい。

このように犯行手順に関する具体的な供述は、取調官からの示唆と請求人の想像を重ね合わせながら形成されており、まさに虚偽自白の形成過程に合致している。

◆また、請求人がB犯人説を持ち出してから、自白に落ち、さらに犯行供述を展開していく経過に関する公判供述を見ると、取調べの各局面で請求人は苦境に立たされて前後の見通しを欠いた対応を取っていたものと思われる。

特にB犯人説が報道されることは、真犯人にとっては犯行の隠蔽につながることであるにも関わらず、請求人は義母の怒りを買ったり、取調官から「同罪である」と責められたりすることで窮地に陥り、自白に至ったという主張をしている。あるいは自白に落ちる時点で、「盗電工事の処理」や「娘の入学式の準備」などの、自白に比べると些細な事柄が気がかりだったと請求人は主張している。

つまり取調べで追及されるごとに、請求人は半ば苦し紛れの対応をしていき、それに対してさらなる追及を受けることによって、ますます窮地に陥っていったことが窺われる。

請求人が語るこうした自白への転落過程に関する公判供述は、第3者の視点から見れば瑣末

な事柄に拘泥していて、合理性、計画性に欠けた主張に思われるが、逆にこうした特徴こそが、無実者が見通しが持てない中で自白に陥る様相を表している。

そして、取調べ時点で無実者が置かれたこのような心境を、真犯人がこれだけリアルに語ることはできないと思われる。

◆公判で請求人が語る「取調べ時点で抱いていた請求人の心情」は、一般に取調べ状況が虚偽自白者に及ぼす諸要因にそのまま当てはまる。とりわけ「自白への転落過程」と「犯行供述の展開過程」が、截然と画されて請求人の口から語られるということは、虚偽自白の過程に符合しており、部分的に記憶の混同や事実と反する供述が見られたとしても、請求人が体験に基づいた記憶を語っていることを意味していることが窺われる。

以上、請求人が公判で語る取調べ段階の供述過程は、詳細に読むほどに、随所に虚偽自白者の置かれた心情を述べたものとみなすことができる。

V 鑑定結論

本稿では、請求人の公判供述の特徴を分析し、また取調べ段階の供述に対する請求人の公判供述を検討してきた。

請求人の公判供述は、供述内容にしばしば一貫性を欠き、事実と反する供述や、要領を得ない供述も多く見られる。こうした特徴をくわしく検討すると、請求人は体験と推測を区別することや、物事に対する認識を概括して語ることが不得手であり、またよく分からないことにも無理に供述してしまう傾向が窺われる。このため請求人の供述は誤解を招きやすく、信用性に乏しいとみなされやすい。だが請求人は意図的に一貫しない供述をしているのではなく、丁寧

に真意をくみ取れば請求人の主張が了解できることがある。

これに対して公判尋問では、取調べ段階の供述が形成された理由について、くり返し問いかけることが多い。同じ趣旨の尋問を反復することで、請求人はおよそ3回に1回の割合で、供述の趣旨を変動させてしまう。請求人が供述の趣旨を変動させる過程を分析すると、「はっきり覚えていない」旨の応答から、他の調書を引き合いに出す尋問によって「そうかもしれない」という応答に変動し、「間違いないな」と問われると、それを追認していくという尋問応答パターンが見出された。

こうした請求人の供述変動パターンが、長時間にわたる取調べ段階の供述形成過程にも見られた可能性がある。

この可能性を検討するためにも、取調べ段階の供述がいかにして形成されたのかに関する請求人の公判供述を検討した。

請求人の公判供述は、取調べ段階で「B 犯人説」を持ち出してから、「私がやった」と自白に落ち、さらに具体的な犯行供述を展開していく過程について、比較的一貫している。また犯行供述の形成過程そのものや、その局面で感じたという心情は、無実者の虚偽自白形成過程に合致するものである。

したがって請求人の取調べ段階の犯行供述は、公判で請求人が主張する通り、取調官とのやりとりの中で、事実と反する内容を想像を駆使しながら語ったものである可能性が極めて高

いと結論づけられる。

以上の内容を、依頼された鑑定事項に対応させて記述すると、次のようになる。

【鑑定結論】

- 第1 請求人の公判供述における諸特徴は、供述心理学の観点から見て、取調べ段階の自白が虚偽のものであることを強く示唆している。逆に、真犯人による犯行の隠蔽を図った虚偽供述とみなすのは、極めて無理がある。
- 第2 請求人の公判供述における弁解内容および経緯は、供述心理学の観点から見て、取調べ段階の自白が虚偽のものとみなした場合に、充分了解可能なものである。

引用文献

- 浜田寿美男 (2005) 自白の研究 新版, 北大路書房。
- Milne, R. & Bull, R. 1999 *Investigative Interviewing: Psychology and Practice*. John Wiley & Sons. (= R.ミルン・R.ブル [原編訳] 2003取調べの心理学, 北大路書房。
- 仲真紀子 (2001) 「子どもの面接—法廷における『法律家言葉』の分析」法と心理 **1** (1) 80-92.
- Perlman, Ericson, Esses, & Isaacs. (1994) The developmentally handicapped witness. *Law and Human Behavior*, 18, 171-187.
- Walker, A. G. (1993) Questioning Young Children in Court: A Linguistic Case Study. *Law & Human Behavior*, 17, 59-81.

(2007. 5. 14 受稿) (2007. 7. 6 受理)